

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

(個人以外の者の道府県民税の非課税の範圍)
第二十五条 道府県は、左の各号に掲げる者に対しては、道府県民税を課することができない。
一 国、都道府県、特別市、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財源区、港務法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定による港務局、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本赤十字社、土地改良区及び土地改良区連合、普通水利組合及び普通水利組合連合、北海道土功組合、耕地整理組合及び耕地整理組合連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地改良区連合、健康保険組合及び健康保険組合連合、国民健康保険組合、国民健康保険の事業を行う法人、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、私立学校教職員共済組合、町村職員共済組合連合会、日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓融資保証協会、水産業協同組合共済会、漁業共済組合、漁業共済組合連合会、漁業信用基金協会、信用保証協会、船主責任相互保険組合、木船相互保険組合、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一本又は第九十八条第一項の学校を設置する学校法人、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第六十四条第四項の

法人、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とする民法第三十四条の法人、宗教法人、民法第三十四条の法人で学術の研究を目的とするもの、社会福祉法人、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)による労働組合、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十二条(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。以下第二十九号六条第一号において同じ。の規定に基く国家公務員の団体、国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十八条の二の規定に基く国会議員の団体並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十四条の規定に基く地方公務員の団体
二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)による組合(企業組合を除く。及び連合会、労働組合及び労働金庫連合会、信用金庫及び信用金庫連合会並びに農業組合で政令で定めるもの

(法人等の道府県民税に係る徴税吏員の質問検査権)
第二十六条 道府県の徴税吏員は、法人及び法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「法人等」と総称する。)の道府県民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、左に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。
一 納税義務者又は納税義務がある者
二 前号に掲げる者以外の者で当該道府県民税の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者
三 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。
四 法人等の道府県民税に係る納税の賦分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六十八条第一項の定めるところによる。
五 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(法人等の道府県民税に係る検査拒否等に関する罪)
第二十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者
三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
四 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金を科する。
(個人の道府県民税の納税管理人)
第二十八条 第三十条の規定により市町村長に申告された個人の市町村民税の納税管理人は、当該納税義務者に係る個人の道府県民税の納税管理人として、納税に關する一切の事項を処理しなければならぬ。
(法人等の道府県民税の納税管理人)
第二十九条 法人等の道府県民税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に事務所又は事業所を有しなくなつた場合においては、納税に關する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に居住する者のうちから納税管理人を定め、これを道府県知事に申告しなければならない。納税管理人を変更した場合において、また、同様とする。
(法人等の道府県民税の納税管理人に係る虚偽の申告に関する罪)
第三十条 前条の規定によつて虚偽の申告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

二 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金を科する。
(法人等の道府県民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)
第三十一条 道府県は、法人等の道府県民税の納税義務者が第二十九条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。
二 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。
三 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。
四 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならぬ。
五 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。
六 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便運送の日数は、第二項の期間に算入しない。
七 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することができる。
八 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による訴出があつ

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

てし、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができ

第二節 個人の道府県民

第一目 所得割の課税

所得割の課税総額の決定

第三十二条 道府県知事は、道府県

民税の所得割の納税義務者の当該年度の初日の属する年の前年における所得税額の合計額として、当該道府県の条例で定める方法によつて算定した額に、当該道府県の条例で定める率を乗じて、当該年度において課すべき道府県民税の所得割の課税総額(以下「所得割の課税総額」という)を定めるものとする。

2 前項の率は、百分の五を標準とするものとする。

3 道府県は、前項の率と異なる率を定めようとする場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければなら

(所得割の課税総額の配賦)

第三十三条 道府県知事は、前条の規定によつて算定した所得割の課税総額を、当該道府県内の各市町村ごとの当該年度分の市町村民税の所得割額の課税標準とすることができ、これを所得税額の合計額として当

該道府県の条例で定める方法によつて算定した額にあつて、これを毎年四月三十日までに各市町村に配賦しなければならない。但し、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村に對しては、当該配賦額に代えて当該市町村の当該年度分の市町村民税の所得割の課税標準となるべき所得税額に前条第一項の率を乗じた額をもつて当該市町村に對する配賦額とすることができ

道府県知事は、天災その他特別

の事情に因り、前項の規定によつて配賦すべき市町村ごとの所得割の課税総額を配賦することが不適当と認める市町村に對しては、当該道府県の条例の定めるところにより、当該市町村に係る所得割の課税総額を減額して配賦することができ

(所得割の課税総額の配賦に對する

異議の申立等)

第三十四条 市町村長は、前条の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた場合において、当該市町村に配賦された所得割の課税総額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、その配賦を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をすることができ

道府県知事は、前項の申立

は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければなら

4 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした市町村長に交付しなければならない。

5 異議の決定に不服がある市町村長は、前項の規定による文書の交付を受けた日から三十日以内に自治庁長官に訴願することができ

異議の申立又は訴願の提起に關

する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、第一項又は前項の期間に算入しない。

自治庁長官は、第五項の訴願を

受理した場合においては、その訴願を受理した日から六十日以内に裁決をし、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び市町村長に通知しなければならない。

訴願の裁決について不服がある

者は、前項の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に訴願することができ

(所得割の課税総額の減額の方法)

第三十五条 道府県知事は、前条の規定に基き決定若しくは裁決又は判決に因り市町村に對して第三十三條の規定により配賦した所得割の課税総額を減額する必要がある場合において、当該市町村が配賦を受けた所得割の課税総額に基き、その当該年度の道府県民税に對してこれを減額することが困難であると認められるときは、当該決定若しくは裁決又は判決のあつた日の属する年度の翌年度において当該市町村に配賦すべき所得

割の課税総額から当該減額すべき額を減額するものとする。

(所得割の税率)

第三十六条 第三十三條の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村は、当該配賦を受けた所得割の課税総額を当該市町村の当該年度分として決定した市町村民税の所得割額の合計額で除して、当該市町村における道府県民税の所得割の税率を決定するものとする。

前項の所得割の税率を決定する

場合において、小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第三十七條及び第四十條第二項の規定によつて所得割額が変更されたことによつて所得割の課税総額が変更されることとなつた場合において、第一項の規定によつて算定した所得割の税率は、変更しないものとする。

(所得割の賦課制限)

第三十七條 前条第一項及び第二項の規定による所得割の税率によつて算定した(第四十條第一項但書の規定によつて算定した場合を含む)道府県民税の所得割額が左の各号に掲げる額をこえることとなる場合において、道府県民税の所得割額は、それぞれ、当該各号に定める額としなければならない。

一 所得税額を課税標準として課

された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、第二百九十二條第四号本文に規定

する課税総所得金額の百分の二・五に相当する額

二 課税総所得金額を課税標準と

して課された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、当該市町村民税の課税標準とされた課税総所得金額の百分の二・五に相当する額

三 課税総所得金額から所得税額

を控除した金額を課税標準として課された市町村民税の所得割額を課税標準として道府県民税の所得割を課する場合においては、当該市町村民税の所得割額の算定の基礎となつた課税総所得金額から所得税額を控除した金額の百分の五に相当する額

(個人の均等割の税率)

第三十八條 個人の均等割の標準税率は、百分の二とす

第二目 賦課徴収

(個人の道府県民税の賦課期日)

第三十九條 個人の道府県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(道府県民税の所得割額の決定及び変更)

第四十條 第三十三條の規定によつて所得割の課税総額の配賦を受けた市町村長は、当該市町村における個人の道府県民税の各納税義務者の市町村民税の所得割額に、第三十六條第一項及び第二項の規定によつて決定された所得割の税率を乗じて道府県民税の所得割額を決定するものとする。但し、所得税額を課税標準として市町村民税の所得割を課する市町村で、第

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

三十三条第一項但書の規定によつて所得割の課税総額の配付を受けた市町村にあつては、当該所得割の額に当該市町村に対する所得割の課税総額の配賦額の基礎となつた第三十二条の規定により定められた率を乗じて道府県民税の所得割額を決定するものとする。

2 市町村長は、道府県民税の所得割額を決定した後において、当該道府県民税の所得割額の課税標準である市町村民税の所得割額が、第三百二十一条の二の規定による不足税額の追徴又は第三百二十八条の規定に基き決定若しくは判決に因り変更されることとなつた場合においては、当該変更された後の市町村民税の所得割額を課税標準として当該納税義務者に係る道府県民税の所得割額を変更しななければならない。

(個人の道府県民税の賦課徴収)
第四十一条 個人の道府県民税の賦課徴収は、本目に特別の定がある場合を除く外、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く)の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収にあわせて行うものとする。この場合において、第十八条の規定に基き交付若しくは充当加算金、第三百二十一条の二若しくは第三百二十七条の規定に基き延滞金又は第三百三十五条の規定に基き延滞加算金の計算については、道府県民税及び市町村民税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

2 前項の規定によつて市町村が行つた個人の道府県民税の賦課徴収に関する異議の申立及び出訴については、個人の市町村民税の賦課徴収に関する異議の申立及び出訴の例によるものとする。

3 第三百二十四条、第三百三十二条及び第三百三十三条の規定は、第一項の規定によつて市町村が個人の市町村民税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う個人の道府県民税について準用する。

4 道府県は、市町村が第一項の規定によつて行う個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助をするものとする。

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入等)
第四十二条 個人の道府県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その道府県民税に係る地方団体の徴収金を、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、これにあわせて納付し、又は納入しなければならない。

2 個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合において、その納付額又は納入額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を道府県民税及び市町村民税の額にあん分した額に相当する道府県民税又は市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつたものとする。

3 前二項の規定により個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を

あわせて収納する場合における国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)第六条の規定の適用については、道府県民税及び市町村民税は、一の地方税とみなす。

4 市町村は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合においては、当該納付又は納入があつた月の翌月十日までに、〇(〇)を道府県に払い込むものとする。

(個人の道府県民税の徴収令書等)
第四十三条 第四十一条第一項の規定によつて道府県民税を賦課徴収する市町村が当該道府県民税の賦課徴収に用いる徴収令書、納期限変更告知書、特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書、督促状その他の文書は、当該市町村の市町村民税の賦課徴収に用いるこれらの文書とあわせて、総理府令で定める様式に準じて作成するものとする。

(個人の道府県民税に係る納期限の延長)
第四十四条 市町村長が第三百二十二条の規定によつて個人の市町村民税の納期限を延長した場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。

(個人の道府県民税又は延滞金額の減免)
第四十五条 市町村長が第三百二十

一条の二第三項、第三百二十三条又は第三百二十七条第二項の規定によつて個人の市町村民税又は延滞金額を減免した場合においては、当該納税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民税又は延滞金額についても当該市町村民税又は延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。

(個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等)
第四十六条 市町村長は、第四十条の規定によつて所得割額を決定し、又は変更した場合においては、当該道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に對し、個人の道府県民税の納税義務者の数、所得割額の総額、所得割の税率その他必要な事項を報告するものとする。

2 市町村長は、毎年六月三十日まで、道府県の条例の定めるところにより、道府県知事に對し、個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない。

3 道府県知事は、必要があると認める場においては、前二項に規定するものの外、市町村長に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の賦課徴収に関する事項の報告を請求することができる。

4 道府県知事が、市町村長に對し、個人の道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係書類を道府県知事はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

5 道府県知事が、政府に對し、所得割の課税総額の決定及び配賦に關し必要な書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(個人の道府県民税に係る徴収取扱費の交付)
第四十七条 道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に關する事務を行うために要する費用を補償するため、左の各号に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として市町村に對して交付しなければならない。

一 個人の道府県民税に係る徴収令書(納期を分けた場合において、第一期分の徴収令書をいう。及び第三百二十一条の四第一項の規定によつて特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書の数、をそれぞれ、政令で定める金額に乘じて得た金額の合計額。

二 個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金で道府県に払い込まれた金額に政令で定める率を乘じて得た金額。

三 第四十一条第一項の規定によつて市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を第十七条の規定によつて市町村が還付した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額。

- 四 第十八条の規定によつて市町村が還付した前号の過納納金に係る還付加算金に相当する金額
- 五 第四十一条第一項においてその例によることとされた第三百二十一条第二項の規定によつて市町村が交付した個人の道府県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額
- 2 市町村長は、道府県の条例の定めるところによつて、前項の徴収取扱費の算定に關し必要な事項を道府県知事に報告しなければならない。
- 3 道府県知事は、前項の報告があつた場合においては、その報告があつた日から三十日以内に、前項の徴収取扱費を交付するものとする。
- (個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例)
- 第四十八条 第四十六条第二項の規定によつて市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に關する報告があつた場合においては、道府県知事が市町村長の同意を得て、毎年十二月三十一日までの間において各市町村ごとに三月をこえない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金について、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又はこれについて国税徴収法の規定による滞納処分の例により処分することができ。但し、当該一定の期間中に滞納処分を着手したものは、当該一定の期間経過後においても滞納処分をすることができ。
- 2 市町村の徴税吏員は、前項の一定の期間中は、当該滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金については、納税者が徴収金書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定する場所に納入する場合を除く外、徴収することができないものとする。また、同項の一定の期間中に滞納処分を着手したものの滞納処分をする場合を除く外、滞納処分をすることができないものとする。
- 3 道府県の徴税吏員は、第一項の規定によつて道府県民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又はこれについて滞納処分をする場合においては、あわせて当該納税者又は特別徴収義務者の市町村民税に係る地方団体の徴収金(当該道府県民税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付し、又は納入すべきものに限る)を徴収し、又はこれについて滞納処分をするものとする。
- 4 市町村は、道府県が第一項及び前項の規定によつて滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又はこれについて滞納処分をする場合においては、道府県に協力するものとする。
- 5 道府県は、第三項の規定によつて徴収し、又は滞納処分をした市町村民税に係る地方団体の徴収金を、翌月十日までに市町村に払い込むものとする。
- 6 道府県知事は、第一項の一定の期間の経過後、滞納なく、市町村長に対し、当該期間中において行つた徴収及び滞納処分の状況を通知しなければならない。
- (道府県が行う滞納処分の救済)
- 第四十九条 前条第一項及び第三項の規定による滞納処分不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができ。
- 2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。
- 3 第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。
- 4 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。
- 5 異議の申立に關する書類を郵便をもつて送し出す場合においては、郵便運送の日数は、第一項の期間に算入しない。
- 6 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。
- 7 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。
- (道府県が行う滞納処分に関する罪等)
- 第五十条 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を受ける前に当該滞納処分を免れる目的で財産を隠匿し、損かひし、道府県及び市町村の利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該滞納処分を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該滞納処分の執行を受けた後その執行を免れる目的でこれらの行為をした場合においても、同様とする。
- 2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者又は特別徴収義務者に対する滞納処分執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。
- 3 納税者又は特別徴収義務者に対する第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行のある滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。納税者の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。
- 4 第四十八条第一項及び第三項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ第三項の規定の例によつて行ふ道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。
- 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前四項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。
- 第三款 法人等の道府県民税
- 第一節 税率
- (法人税割の税率)
- 第五十一条 法人税割の標準税率は、百分の五とする。但し、標準税率をこえる税率で課する場合においても、百分の六をこえることができない。
- 2 法人税割の税率は、第五十三条第一項又は第二項に規定する法人税割の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。
- (法人等の均等割の税率)
- 第五十二条 法人等の均等割の標準税率は、年六百円とする。
- 2 法人(法人税法第四条の法人を除く)の均等割の税率は、第五十三条第一項又は第二項に規定する法人税割の課税標準の算定期間の末日現在における税率により、法人税法第四条の法人及び法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、第五十三条第六項に規定する

均等割額の算定期間の末日現在における税率による。

3 第一項の六百円の額は、六百円に法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間中において事務所又は事業所を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、曆に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

第二目 申告納付並びに更正及び決定

(法人等の道府県民税の申告納付)
第五十三條 法人税法第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十一条の三第一項又は第二十一条の五第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間(法人税法第十九条第一項本文の申告書に係る法人税額にあつては当該事業年度の開始の日から六箇月の期間、同法第二十一条の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては残余財産の分配の日から当該事業年度の開始の日から当該残余財産の分配の日までの間、同法第二十一条の五第一項の申告書に係る法人税額にあつては合併の日の属する事業年度の開始の日から

ら当該合併の日までの間とする。)中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。

2 法人税法第二十一条第一項、第二十一条の三第一項又は第二十一条の四第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総理府令で定める様式によつて、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間(法人税法第二十一条の四第一項の申告書に係る法人税額にあつては、解散の日から残余財産が確定した日までの間とする。)中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額(当該課税標準の算定期間に係る道府県民税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

3 法人税を納付する義務がない法人で前二項に規定する法人税法の規定による法人税に係る申告書を提出する義務があるものは、当該各項の規定に準じて法人の道府県民税に係る申告書を提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

4 前三項の法人は、法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出した場合又は同法第三十二条の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けた場合においては、当該修正申告書に因り増加した法人税額又は同法第三十三条の規定によつて徴収される法人税額を納付すべき日までに、総理府令で定める様式によつて、当該修正申告書又は更正若しくは決定後の法人税額、これを課税標準として算定した法人税額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間(第一項又は第二項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下法人の道府県民税について同じ。)中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した法人税額(当該課税標準の算定期間に係る法人税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

を提出した場合又は同法第三十二条の規定によつて更正若しくは決定の通知を受けた場合においては、当該修正申告書に因り増加した法人税額又は同法第三十三条の規定によつて徴収される法人税額を納付すべき日までに、総理府令で定める様式によつて、当該修正申告書又は更正若しくは決定後の法人税額、これを課税標準として算定した法人税額その他必要な事項を記載した申告書をその法人税額の課税標準の算定期間(第一項又は第二項に規定する課税標準の算定期間をいう。以下法人の道府県民税について同じ。)中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した法人税額(当該課税標準の算定期間に係る法人税額についてすでに納付すべきことが確定しているものがある場合においては、これを控除した額)を納付しなければならない。

5 法人税法第十八条第一項又は第二十一条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で当該事業年度の開始の日前五箇月以内に開始した事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため、同法第二十六条の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度の法人税額は、第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、そのこえる損金の額が当該事業年度の法人税の計算について法人税法第九十五条の規定を適用した場合において損金に算入することを認められるものであるときに限り、そのこえる損金の額が同法第六項の規定によつて損金に算入されたものとみなして仮に算定した法人税額を基礎として更に算定した法人税額と第一項、第二項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度の法人税額との差額を当該申告納付すべき当該事業年度の法人税額から減額したものととする。

6 法人税法第四十条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものは、総理府令で定める様式によつて、毎年四月三十日までに、前年四月から三月までの間の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を、当該均等割額の算定期間中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

(法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪)
第五十四條 前条第一項に規定する法人税法第十九条第一項但書又は同法第二十一条第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が前条第一項の申告書又はこれに係る同条第四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者又は

入することを認められるものであるときに限り、そのこえる損金の額が同法第六項の規定によつて損金に算入されたものとみなして仮に算定した法人税額を基礎として更に算定した法人税額と第一項、第二項又は前項の規定によつて申告納付すべき当該事業年度の法人税額との差額を当該申告納付すべき当該事業年度の法人税額から減額したものととする。

この場合において、法人税法第九十五条の規定によつて損金に算入されたものとみなす額は、前事業年度以前の事業年度の法人税額について、損金に算入されたものとみなされなかつた額に限る。

法人税法第四十条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものは、総理府令で定める様式によつて、毎年四月三十日までに、前年四月から三月までの間の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を、当該均等割額の算定期間中において有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

(法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪)
第五十四條 前条第一項に規定する法人税法第十九条第一項但書又は同法第二十一条第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が前条第一項の申告書又はこれに係る同条第四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者又は

代理人若しくは使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務に因りて前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金を科する。

(法人等の道府県民税の更正及び決定)
第五十五条 道府県知事は、第五十三条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税額がその調査によつて、法人税法の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額(確定法人税額)という。以下本項及び第二項において同じ。若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税額と異なることを発見したとき、第五十八条の規定によつて確定法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、又は当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正することができる。

2 道府県知事は、納税者が第五十三条の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額及び法人税額並びに均等割額を決定することができる。

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 政府は、法人税法第三十二条の規定による更正又は決定の通知をした場合においては、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得及び清算所得の金額並びに法人税額を当該更正又は決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日における当該法人の事務所又は事業所(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所)所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を関係道府県知事に通知しなければならない。

4 前二項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

(納期限後に納付する法人等の道府県民税に係る延滞金)

第六十四条 法人等の道府県民税の納税者は、第五十三条第一項、第二項若しくは第六項の各納期限後にその税金を納付する場合(第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む)又は第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付する

場合においては、それぞれこれらの税額に、その納期限(第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第一項又は第二項の納期限とし、第六十条の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする)の翌日から納付の日までの期間(法人税法第二十四条第一項若しくは第二項の規定によつて法人税に係る修正申告書を提出し、又は同法第三十二条の規定によつて更正又は決定の通知を受けたことにより第五十三条第四項の規定による申告に係る税金を納付することとなつた場合において、法人税法第四十二条第二項又は第七項の規定によつて法人税に係る利子税額の計算の基礎となる期間から控除された期間を除く)に應じ、当該金額が百円以上あるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下本条において同じ)によつて一日四銭の割合を乗じて計算した金額(当該税額のうち第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額がある場合においては、当該徴収猶予を受けた税額について、その徴収猶予を受けた期間に應じ、当該徴収猶予を受けた税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

(違法又は錯誤に係る法人等の道府県民税に関する更正又は決定の救済)

第六十五条 第五十五条第三項の規定によつて更正又は決定の通知を受けた者又は第五十八条第四項の規定によつて法人税額の分割の基準となる従業者数について修正の通知を受けた法人は、当該更正若しくは決定又は修正について違法又は錯誤があると認める場合においては、通知を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をすることができ、

2 前項の場合において、第五十八条の規定による法人税額の分割の基準となる従業者数の修正に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事にすることとする。

3 第一項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第一項の通知を郵便をもつて送付した場合においては、その到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

5 第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

6 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

7 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、第一項の期間に算入しない。

8 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

9 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第三目 督促及び滞納処分

(法人等の道府県民税に係る督促)

第六十六条 法人等の道府県民税の納税者が納期限(第五十五条の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をい)、第六十条の規定による納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下法人等の道府県民税について同じ。

また法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 第十六条の六第一項の規定によつて徴収猶予をした法人税割に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

3 第一項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促を指定するための相当の期限を指定しなければならない。

4 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(法人等の道府県民税に係る督促手数料)

第六十七条 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

(法人等の道府県民税に係る滞納処分)

第六十八条 第六十六条の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2 前項の規定による処分不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

- 3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。
- 4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受けた日から六十日以内になければならない。
- 5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。
- 6 異議の申立に関する書類を郵便を以て差し出す場合には、第二項の期間に算入しない。
- 7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することが出来る。
- 8 第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。
- 9 第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による訴出があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

行を受けた後その執行を免れる目的でこれらの行為をした場合には、同様に、また、同様とする。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項に規定する行為をした場合には、その納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3 納税者に対する滞納処分の執行のある前項を知つて第一項に規定する行為を以て納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為を以て納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

4 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による法人等の道府県民税に係る滞納処分に關する検査拒否の罪)

第七十条 第六十八条第一項の場合において、国税徴収法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行ふ道府県の徴税吏員の検査を拒

み、妨け、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

(法人等の道府県民税に係る交付要求)

第七十一条 法人等の道府県民税の納税者が左の各号の一に該当する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人又は清算人に対して、法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押さへるべき財産がある場合においては、直ちにこれを差し押さへることが出来る。

一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けたとき。

二 強制執行を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 競売の開始があつたとき。

五 法人が解散したとき。

(法人等の道府県民税に係る延滞加算金)

第七十二条 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、法人等の道府県民税額が百円以上であるときは、百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨て)について一日四銭の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を

加算して徴収しなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一 繰上徴収をするとき。

二 督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて、交通のと絶その他やむを得ない事由があると認めるとき。

2 前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第四目 犯罪取締

(法人等の道府県民税に係る犯罪取締法の適用)

第七十三条 法人等の道府県民税に關する犯罪事件については、国税犯罪取締法(明治三十三年法律第六十七号の規定(第十九条ノ二及び第二十二條の規定を除く))を準用する。

第七十四条 前条の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に關する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の取税官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行ふものとする。この場合において、道府県知事は、法人等の道府県民税に關する犯罪事件が道府県知事に除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十五条 第五、第七十三條の場合において、取税官吏の職務を行う者は、その所屬する道府県の区域外においても法人等の道府県民税に關する犯罪事件の調査を行うことができる。

第七十六条 第七十三條の場合において、法人等の道府県民税に關する犯罪事件は、間接国税以外の国税に關する犯罪事件とする。

第二節 事業税

第一款 通則

(事業税の納税義務者等)

第七十七条 事業税は、法人の行う事業並びに個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に對し、法人にあつては所得及び清算所得又は収入金額、個人にあつては所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その法人及び個人に課する。

2 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについては、第七十三條の六及び第七十四條の規定を除き、本節中法人に關する規定を準用する。

3 事務所又は事業所を設けないで第一種事業、第二種事業及び第三種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうちその事業と最も關係の深いものをもつて、その事務所又は事業所とみなして、事業税を課する。

4 第一項の「第一種事業」とは、左の各号に掲げるものをいう。

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

- 一 物品販売業（動植物その他普通に物品といわれないものの販売業を含む。）
- 二 金銭貸付業
- 三 証券業
- 四 物品貸付業（動植物その他普通に物品といわれないものの貸付業を含む。）
- 五 競技場、遊技場、集会场等の貸付業
- 六 製造業（物品の加工修理業を含む。）
- 七 電気供給業
- 八 ガス供給業
- 九 土石採取業
- 十 無線通信放送事業
- 十一 運送業
- 十二 運送取扱業
- 十三 自動車事業
- 十四 運河業
- 十五 さん橋業
- 十六 船舶、いけい場業
- 十七 貨物降揚場業
- 十八 倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。）
- 十九 請負業
- 二十 印刷業
- 二十一 出版業
- 二十二 写真業
- 二十三 席巻業
- 二十四 旅館業
- 二十五 料理店業
- 二十六 飲食店業
- 二十七 周旋業
- 二十八 代理業
- 二十九 仲立業
- 三十 問屋業
- 三十一 荷替業
- 三十二 公衆浴場業

- 三十三 演劇興行業
- 三十四 遊技場業
- 三十五 遊藝所業
- 三十六 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの
- 三十七 第一項の「第二種事業」とは、左の各号に掲げるもので政令で定める主として自家労力を用いて行うもの以外のものをいう。
- 一 畜産業（農業に附随して行うものを除く。）
- 二 水産業
- 三 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの（農業及び林業を除く。）
- 6 第二項の「第三種事業」とは、左の各号に掲げるものをいう。
- 一 医業
- 二 歯科医業
- 三 薬剤師業
- 四 助産師業
- 五 あん摩、はり、きゅう、柔道、整復その他の医業に類する事業（商標の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く。）
- 六 獣医業
- 七 装蹄師業
- 八 弁護士業
- 九 司法書士業
- 十 行政書士業
- 十一 公証人業
- 十二 公理士業
- 十三 税理士業
- 十四 公認会計士業
- 十五 計理士業
- 十六 設計監督者業
- 十七 諸芸術師業

十八 理容業

十九 前各号に掲げる事業に類する事業で政令で定めるもの

（収益の帰属する者が名義人である場合における事業税の納税義務者）

第七十八条の二 資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の方が当該収益を享受する場合においては、当該収益に係る事業税は、当該収益を享受する者に課するものとする。

（事業税と信託財産）

第七十九条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、事業税を課する。但し、合同運用信託（信託会社が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）又は証券投資信託（証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。）の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 前項の規定の適用については、受益者が特定せず、又はまだ存在していない場合においては、委託者又はその相続人を受益者とみなす。

（事業税の非課税の範囲）

第八十条の四 道府県は、国及び左の各号に掲げる法人が行ふ事業に対しては、事業税を課することができない。

- 一 都道府県、特別市、市町村、特別区及びこれらの組合その他の政令で定める公共団体
- 二 日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、日本輸出入銀行及び日本開発銀行
- 三 日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、社会保険診療報酬支払基金及び日本放送協会
- 四 国民健康保険組合及び国民健康保険組合連合会並びに健康保険組合及び健康保険組合連合会
- 五 非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、輸出組合及び輸入組合
- 道府県は、左の各号に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。
- 一時事の報道を目的とする新聞（毎月三回以上号を隔てて定期的に発行されるものに限る。）を発行する新聞業及びこれらの新聞を送達する事業
- 二 学術研究、学校教育、社会教育等に関する出版物を発行する出版業で政令で定めるもの及びもつぱら教育の用に供する映画を製作する事業で政令で定めるもの

- 三 新聞に広告を掲載することを取り扱う事業で政令で定めるもの
- 四 教科書の供給を行う事業で政令で定めるもの
- 五 一般放送事業
- 六 林業
- 六 鉱物の掘採事業
- （法人の事業税の非課税所得の範囲）
- 第七十二条の五 道府県は、左の各号に掲げる法人の事業の所得で収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、事業税を課することができない。
- 一 日本赤十字社、商工会議所及び日本商工会議所、民法第三十四条の規定により設立した法人、社会福祉法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人
- 二 弁護士会及び日本弁護士連合会並びに弁護士会
- 三 法人たる労働組合及び国家公務員法（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会議員法又は地方公務員法に基く法人たる国家公務員、国会議員又は地方公務員の団体
- 四 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、船主相互保険組合、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、開拓融資保証協会、水産業協同組合共済会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、町村

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

職員恩給組合連合会並びに私立
学校教職員共済組合五 住宅組合、海外移住組合及び
海外移住組合連合会並びに負債
整理組合

六 損害保険料率算出団体

七 鉱害復旧事業団

2 前項各号に掲げる法人は、収益
事業から生ずる所得に関する経理
を、収益事業以外の事業から生ず
る所得に関する経理と区分して行
わなければならない。3 第一項の収益事業の範囲は、政
令で定める。(公益法人等の清算所得の非課税)
第八十二条の六 道府県は、前条第一
項各号に掲げる法人の清算所得に
対しては、事業税を課することが
できない。(事業税に係る徴税吏員の質問検
査権)
第八十三条の七 道府県の徴税吏員
は、事業税の賦課徴収に関する調
査のために必要がある場合におい
ては、左に掲げる者に質問し、又
は第一号若しくは第二号の者の事
業に関する帳簿書類その他の物件
を検査することができる。一 納税義務者又は納税義務があ
ると認められる者
二 前号に規定する者に金銭又は
物品を給付する義務があると認
められる者
三 前二号に掲げる者以外の者で
当該事業税の賦課徴収に関し直
接関係があると認められる者2 前項の場合においては、当該徴
税吏員は、その身分を証明する証
票を携帯し、関係人の請求があつ
たときは、これを提示しなければ
ならない。3 事業税に係る滞納処分に関する
調査については、第一項の規定に
かわらず、第四十條の三十五第
一項の定めるところによる。4 第一項の規定による質問又は検
査の権限は、犯罪捜査のために認
められたものと解釈してはならな
い。
(事業税に係る検査拒否等に関する
罪)
第八十四条の八 左の各号の一に該当
する者は、一年以下の懲役又は二
十万円以下の罰金に処する。一 前条の規定による帳簿書類そ
の他の物件の検査を拒み、妨げ、
又は忌避した者
二 前条第一項の帳簿書類で虚偽
の記載をしたものを呈示した者
三 前条の規定による徴税吏員の
質問に対し答弁をしない者又は
虚偽の答弁をした者2 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業
者がその法人又は人の業務又は財
産に関し前項の違反行為をした
場合においては、その行為者を罰
する外、その法人又は人に對し、
同項の罰金を科する。(事業税の納税管理)
第八十五条の九 事業税の納税義務者
は、納税義務を負う道府県内に住
所、居所、事務所又は事業所を有
しない場合においては、納税に関
する一切の事項を処理させるた
め、当該道府県の条例で定める地
域内に居住する者のうちから納税
管理人を定め、これを道府県知事
に申告しなければならない。納税
管理人を変更した場合において
も、また、同様とする。(事業税の納税管理)
第八十六条の十 前条の規定によつて
申告すべき納税管理人について虚
偽の申告をした者は、三万円以下
の罰金に処する。2 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業
者がその法人又は人の業務又は財
産に関し前項の違反行為をした場
合においては、その行為者を罰す
る外、その法人又は人に對し、同
項の罰金を科する。
(事業税の納税管理人に係る不申
告に関する過料)
第八十七条の十一 道府県は、事業税の
納税義務者が第八十五条の九の規
定によつて申告すべき納税管理人に
ついて正当な事由がなく申告を
しなかつた場合においては、その
者に對し、当該道府県の条例で三
万円以下の過料を科する旨の規定
を設けることができる。2 前項の過料を科せられた者は、
その処分不服がある場合におい
ては、その処分を受けた日から三
十日以内に道府県知事に異議の申
立をすることができ、
3 前項の規定による異議の申立
は、文書をもつてしなければなら
ない。4 第二項の規定による異議の申立
に対する道府県知事の決定は、そ
の申立を受理した日から三十日以
内にしなければならない。5 異議の決定は、文書をもつて
し、理由を附けて異議の申立をし
た者に交付しなければならない。
6 異議の申立に関する書類を郵便
を以て差し出す場合において
は、郵便運送の日数は、第二項の
期間に算入しない。7 異議の決定に不服がある者は、
裁判所に訴えることができる。
8 第二項の規定による異議の申立
又は前項の規定による出訴があつ
ても、過料の徴収は、停止しな
い。但し、道府県知事は、職権に
基いて、又は関係人の請求によつ
て必要があると認める場合におい
ては、これを停止することができる。第二款 課税標準及び税
率
第八十八条の十二 (法人の事業税の課税標準)
第八十八条の十三 法人の行う事業に對
する事業税の課税標準は、電気供
給業、ガス供給業、地方鉄道事
業、軌道事業、一般乗合旅客自動車
運送事業、一般貨物旅客自動車運
送事業及び生命保険業にあつては
各事業年度の収入金額、その他の
事業にあつては各事業年度の所得
及び清算所得による。(事業年度)
第八十九条の十四 本節において「事業
年度」とは、法令、定款、寄附行
為、規則若しくは規約に定める事
業年度その他これに準ずる期間又
は第三項若しくは第三項に規定す
る期間をいう。

税標準は、前項に規定する所得
よる外、当該年の一月一日から

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議第四十八号附録

業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

(個人の事業税の課税標準の算定の方法)

第九十三条 前条第一項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又は同条第二項の当該年度の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得は、それぞれ当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業又は当該年度の一月一日から事業の廃止の日までの事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定をする場合を除く。当該年度の初日の属する年の前年中又は当該年度の一月一日から事業の廃止の日までの所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によつて算定する。但し、所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人の所得の算定については租税特別措置法第七條の六の規定の例によらないものとし、第七十七條第六項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人が健康保険法、日雇労働者健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、私立学校教職員共済組合法、未納還者留守家族等援護法、身体障害者福祉法、戦傷病者戦没者遺族等援護法若しくは児童福祉法の規定に基

く療養の給付、更生医療の給付若しくは育成医療の給付又は生活保護法の規定に基く医療扶助のための医療若しくは出産扶助のための助産若しくは精神衛生法若しくは結核予防法の規定に基く医療につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず。また、当該給付又は助産若しくは医療に係る経費は、必要な経費に算入しない。

2 前項の規定によつて個人の所得を計算する場合において、当該個人が同項の不動産所得を生ずべき事業と同項の事業所得を生ずべき事業とをあわせて行つて行つて行つた所得又は損失と当該事業所得の計算上生じた所得又は損失とを合算し、又は通算して算定する。但し、当該事業所得を生ずべき事業が第二種事業又は第三種事業である場合において、当該個人が第九十五條第二項の規定に該当するときは、この限りでない。

3 第一項の規定によつて所得税法第二十六条の三(同法第二十九条第四項において適用する場合を含む。)の規定による青色申告書を提出する個人の所得を計算する場合において、当該個人の以前以前三年間における所得の計算上生じた損失で前年以前に控除されなかつた部分の金額は、当該損失が生じた年に当該青色申告書を提出し、且つ、その後の年の申告につき連続して当該青色申告書を提出している場合に限り、当該個人の所得から控除するものとする。

(事業税の課税標準の特例)

第九十四条 法人の行う電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般貨物旅客自動車運送事業、一般貨物旅客自動車運送事業及び生命保険業以外の法人又は個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第七十七條第一項、第七十八條、第九十條、第九十一條、第九十二條及び前条の所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地価若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得とこれらの課税標準とをあわせて用いることができる。

2 地方鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第六十九号)第三十三条第一項第三号に該当するものとして運輸大臣の認定を受けたものの当該認定を受けた日の属する事業年度から当該認定を受けた日後三年を経過した日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の事業税の課税標準は、第八十八條の二の規定にかかわらず、当該各事業年度の所得による。同法第八十八條第三項の規定による補助を受けたものの当該補助を受けた日の属する事業年度から当該補助を受けた日後三年を経過した日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の課税標準は、第九十條の二の規定にかかわらず、当該各事業年度の所得による。また、同條とする。

3 出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、

森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、輸出組合及び輸入組合並びに中小企業等協同組合(企業組合を除く)、塩業組合、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会等各事業年度の初日において当該事業年度の直前の事業年度の末日までに積み立てた法律の規定による準備金の額が出資総額の四分の一の額に達しないものの事業税の課税標準である所得は、第九十條の二第一項の規定にかかわらず、その者の各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定した金額から当該金額のうち当該各事業年度分の出資者に対する剰余金の配当として配当する金額以外の部分に相当する金額を控除して算定する。

(二) 二種以上の事業をあわせて行う個人の課税標準等の算定

第九十五條 第一種事業、第二種事業又は第三種事業のうちいずれか二以上の事業をあわせて行う個人(第二項の個人を除く)が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、当該個人の行う事業を通じて算定するものとする。この場合において、当該個人の納付すべき事業税額は、当該所得から第九十七條の二に規定する額を控除した金額を当該個人の行う事業のそれぞれの総売上金額にあん分した額に当該事業に対するそれぞれ税率を乗じて得た額の合算額とする。

2 所得税法第二十六条の三の規定による青色申告書を提出する個人で第一種事業、第二種事業又は第三種事業のうちいずれか二以上の事業をあわせて行つたものがそれらの事業に関する経理を区分するたがである場合においては、当該個人が納付すべき事業税額は、それぞれの事業の所得から第九十七條の二に規定する額をそれぞれの事業の所得にあん分した額を控除した額に当該事業に対するそれぞれの税率を乗じて得た額の合算額とする。

(3) 鉱物の採掘事業と鉱物の精錬事業とを一貫して行う者の所得の算定

第九十六條 〇の二 鉱物の採掘事業と精錬事業とを一貫して行う者が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、これらの事業を通じて算定した所得を課税標準の算定期間中におけるこれらの事業の総益金又は総収入金額で除して得た数値に当該総益金又は総収入金額から課税標準の算定期間中において採掘した鉱物について法人又は個人が納付すべき鉱物税の課税標準である鉱物の価格を控除した金額を乗じて得た額とする。

(基礎控除)

第九十七條 〇の二 事業を行う個人については、その課税標準である所得から年十万円を控除する。

2 個人が年中途中において事業を開始し、又は廃止した場合における前項の規定の適用については、

昭和二十九年五月十三日 衆議院会議録第四十八号附録

- 十、万に当該年において事業を行つた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。
- 3 前項の月数は、暦に従ひ計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
- (事業税の標準税率等)
第七十八条 〇〇の二二
第九十八条 〇〇の二二
法人の行う事業に對する事業税の標準税率は、左の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に定めるものとする。但し、法人の行う第九十四条 〇〇の二二項の規定の適用を受ける地方鉄道事業又は軌道事業に對する事業税の標準税率は、第二号に定めるところによる。
- 一 電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物旅客自動車運送事業又は生命保険業を行う法人 収入金額の百分の一・五
- 二 その他の事業を行う法人 特別法人 所得及び清算所得の百分の八
その他の法人 所得のうち年五十万以下以下の金額の百分の十
所得のうち年五十万を超える金額及び清算所得の百分の十二
- 2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に對する前項第二号の規定の適用については、当該法人の所管は、第四百十條の十五の規定により関係道府県に分割される前の所得によるものとする。
- 3 事業年度が一年に満たない法人に對する第一項第二号の規定の適用については、同号中「年五十万」とあるのは、「五十万に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。前条第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。
- 4 第一項第二号の「特別法人」とは、左に掲げる法人をいう。
一 農業協同組合及び農業協同組合連合会
二 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
三 貸家組合、貸家組合連合会、貸家組合及び貸金庫連合会
四 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会
五 中小企業等協同組合(企業組合を除く)及び垣業組合
六 輸出組合及び輸入組合
七 船主相互保険組合
八 漁業会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び水産業協同組合共済会
九 森林組合及び森林組合連合会
十 畜産業会
十一 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
十二 証券取引所及び商品取引所
十三 医療法人
- 5 個人の行う事業に對する事業税の標準税率は、左の各号に掲げる区分に従ひ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 第一種事業を行う個人 所得から第九十七条 〇〇の規定する額を控除した金額(以下「課税所得金額」といふ)の百分の八
二 第二種事業又は第三種事業(第三号に掲げるものを除く)を行う個人 課税所得金額の百分の六
三 第三種事業のうち第七十七条第六項第四号、第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人 課税所得金額の百分の四
四 道府県は、第一項及び前項の標準税率と異なる税率で事業税を課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に對してその旨を届け出なければならない。
- 7 道府県が第九十四条 〇〇第一項の規定によつて事業税を課する場合における税率は、第一項、第五項及び前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失ふることのないようにしなければならない。
- (法人の事業税の税率の適用区分)
第九十九条 〇〇の二三
法人の行う事業に對する事業税の税率は、事業年度終了の日現在における税率による。但し、第九十二條第二項但書又は第九十三條第二項の規定により申告納付すべき事業税にあつては当該事業年度開始の日から六月の期間の末日現在における税率、第九十二條第二項の規定により申告納付すべき事業税にあつてはその分配の日の前日現在における税率による。
- 第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収(事業税の徴収の方法)
第七十條 〇〇の二四
第九十條 〇〇の二五
法人の行う事業に對するものは、法人の申告納付の方法により、個人の行う事業に對するものにあつては普通徴収の方法によらなければならない。
- (中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)
第七十一條 〇〇の二六
第九十一條 〇〇の二七
第九十二條 〇〇の二八
第九十三條 〇〇の二九
第九十四條 〇〇の三〇
第九十五條 〇〇の三一
第九十六條 〇〇の三二
第九十七條 〇〇の三三
第九十八條 〇〇の三四
第九十九條 〇〇の三五
第一百條 〇〇の三六
第一百一條 〇〇の三七
第一百二條 〇〇の三八
第一百三條 〇〇の三九
第一百四條 〇〇の四〇
第一百五條 〇〇の四一
第一百六條 〇〇の四二
第一百七條 〇〇の四三
第一百八條 〇〇の四四
第一百九條 〇〇の四五
第二百條 〇〇の四六
第二百零一條 〇〇の四七
第二百零二條 〇〇の四八
第二百零三條 〇〇の四九
第二百零四條 〇〇の五〇
第二百零五條 〇〇の五一
第二百零六條 〇〇の五二
第二百零七條 〇〇の五三
第二百零八條 〇〇の五四
第二百零九條 〇〇の五五
第二百一十條 〇〇の五六
第二百一十一條 〇〇の五七
第二百一十二條 〇〇の五八
第二百一十三條 〇〇の五九
第二百一十四條 〇〇の六〇
第二百一十五條 〇〇の六一
第二百一十六條 〇〇の六二
第二百一十七條 〇〇の六三
第二百一十八條 〇〇の六四
第二百一十九條 〇〇の六五
第二百二十條 〇〇の六六
第二百二十一條 〇〇の六七
第二百二十二條 〇〇の六八
第二百二十三條 〇〇の六九
第二百二十四條 〇〇の七〇
第二百二十五條 〇〇の七一
第二百二十六條 〇〇の七二
第二百二十七條 〇〇の七三
第二百二十八條 〇〇の七四
第二百二十九條 〇〇の七五
第二百三十條 〇〇の七六
第二百三十一條 〇〇の七七
第二百三十二條 〇〇の七八
第二百三十三條 〇〇の七九
第二百三十四條 〇〇の八〇
第二百三十五條 〇〇の八一
第二百三十六條 〇〇の八二
第二百三十七條 〇〇の八三
第二百三十八條 〇〇の八四
第二百三十九條 〇〇の八五
第二百四十條 〇〇の八六
第二百四十一條 〇〇の八七
第二百四十二條 〇〇の八八
第二百四十三條 〇〇の八九
第二百四十四條 〇〇の九〇
第二百四十五條 〇〇の九一
第二百四十六條 〇〇の九二
第二百四十七條 〇〇の九三
第二百四十八條 〇〇の九四
第二百四十九條 〇〇の九五
第二百五十條 〇〇の九六
第二百五十一條 〇〇の九七
第二百五十二條 〇〇の九八
第二百五十三條 〇〇の九九
第二百五十四條 〇〇の一〇〇
- 府令で定める手続によつて、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受け、その決定の確定した日から二十日以内に申告納付することができる。
- 3 第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、所得又は収入金は収入金額、事業税額その他必要な事項を記載することともに、これに所得に對する事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の所得に關する計算書、収入金額に對する事業税を申告納付すべき法人にあつては当該事業年度の収入金額に關する計算書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるものをいう。以下第九十二條第三項及び第九十三條に三三)を添附しなければならない。申告書及び計算書の様式は、総理府令で定める。
- 4 事業を行う法人は、各事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前三項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。
- 5 外国法人に對する第二項但書の規定の適用については、当該規定

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議第四十八号附録

中「主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行ふ事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

(事業年度の期間が六月をこえる法人の中間申告納付)

第三十條 事業を行う法人で事業年度の期間が六月をこえるもの(第三十條の二の規定に該当する法人を除く。)のうち、当該事業年度の開始の日から七月を経過した日の前日までに前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額があるものは、当該税額の合計額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍の額に相当する額の事業税を当該事業年度の開始の日から六月を経過した日から二月以内に、事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。但し、当該法人は、当該事業年度の開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第八十八條の二、第九十條の二、第九十條の三若しくは第四項、第九十一條の二、第九十四條の二又は第九十六條の二の規定により当該期間の所得又は収入金額を計算したときは、当該所得又は収入金額に対する事業税額を申告納付することができる。

2 合併に因り存続した法人の事業年度の期間が六月をこえ、前事業年度中(前事業年度開始の日を除く。)又は当該事業年度開始の日から六月の期間内にその合併がなされた場合において、当該法人につき前項の規定を適用するときには、同項に規定する当該法人の当該事業年度の開始の日から七月を経過した日の前日までに前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額に、その合併に因り消滅した法人の合併と同時に終了した事業年度の直前の事業年度の事業税として同日までに当該合併法人又は被合併法人が納付した、又は納付すべきことが確定した税額(以下被合併法人の確定事業税額という)を含むものとする。この場合においては、当該法人は、前項本文の規定により申告納付すべき事業税額と左の各号に掲げる金額との合計額を申告納付しなければならない。

一 当該合併法人の前事業年度中に合併がなされた場合においては、前事業年度の月数に対する前事業年度の開始の日からその合併の日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定事業税額に乘じて当該確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の当該事業年度開始の日から六月の期間内に合併がなされた場合においては、当該期間のうちその合併後の期間の月数を被合併法人の確定事業税額に乘じて当該確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

3 第一項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日までの期間中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、申告納付すべき事業税額その他必要な事項を記載し、これに同項但書の規定によつて申告納付する法人のうち、所得に対する事業税を申告納付すべきものにあつては当該事業年度の開始の日から六月を経過した日までの期間に係る所得に関する計算書を、収入金額に対する事業税を申告納付すべきものにあつては当該事業年度の開始の日から六月を経過した日までの期間に係る収入金額に関する計算書、当該期間終了の日における財産目録及び貸借対照表並びに当該期間の損益計算書を添附しなければならない。申告書及び計算書の様式は、総理府令で定める。

2 第一項に規定する法人が同項に規定する期間内に申告納付しなかつた場合においては、当該法人に於いては、当該期間を経過した時に、事務所又は事業所所在地の道府県知事に於き申告書の提出があつたものとみなす。この場合においては、当該法人は、当該申告納付すべき期限内に、その提出があつたものとみなされる申告書に係る事業税に相当する税額の事業税を事務所又は事業所所在地の道府県知事に納付しなければならない。

第九十七條の三第三項の規定は、第九十七條の二第三項の規定は、

第一項及び第二項の月数の計算について準用する。

6 事業を行う法人は、第一項本文に規定する前事業年度の事業税額がない場合においても、前五項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

7 前六項の規定は、第八十一條の五第一項各号及び第九十八條の三第二項各号に掲げる法人については、適用しない。

(新たに設立した内国法人等で事業年度の期間が六月をこえるものの中間申告納付)

第三十條の二 新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人で事業を行うもの、その設立後又はその外国法人となつた後最初の事業年度の期間が六月をこえる場合においては、その新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人は、その六月をこえる事業年度については、当該事業年度の開始の日から六月の期間を一事業年度とみなして第八十八條の二、第九十條の二、第九十條の三若しくは第四項、第九十一條の二、第九十四條の二又は第九十六條の二の規定により当該期間の所得又は収入金額を計算し、当該期間の事業税として納付すべき税額があるときは、当該期間終了の日から二月以内に、当該事業税額を事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。但し、左の各号の二に該当する場合においては、当該法人が申告納付すべき事業税額から控除すべき事業税額

法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

2 前項の法人は、同項の期間について納付すべき事業税額がない場合においても、同項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

3 前二項の規定は、第八十一條の五第一項各号及び第九十八條の三第二項各号に掲げる法人については、適用しない。

(中間申告を要する法人の確定申告納付)

第三十條の二 事業を行う法人は、第九十二條の二又は前条の規定に該当する場合においては、当該事業年度終了の日から二月以内に、当該事業年度の所得又は収入金額に対する事業税を事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。この場合においては、当該法人が申告納付すべき事業税額は、当該法人が申告納付すべき事業税額から当該法人が第九十二條の二若しくは前条の規定によつて申告納付すべき事業税額又は第九十二條の二第四項の規定によつて申告書の提出があつたとみなされる場合において納付すべき事業税額(中間納付額という。以下本条、第九十條の二、第九十條の三及び第九十條の四において同じ。)を控除した金額に相当する事業税額とする。但し、左の各号の二に該当する場合においては、当該法人が申告納付すべき事業税額から控除すべき事業税額

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議第四十八号附錄

金額が清算中の予納額に満たない場合について準用する。

(合併法人の清算所得に対する事業税の申告納付)

第七十二条の三 合併法人は、合併の日

から二月以内に被合併法人の清算

所得に対する事業税を被合併法人

の事務所又は事業所所在地の道府県

に申告納付しなければならない。

第七十二条の四 第三項の規定は、前

項の場合において合併法人が被合

併法人の事務所又は事業所所在地

の道府県知事に提出すべき申告書

について準用する。

3 合併法人は、被合併法人の清算

所得について納付すべき事業税額

がない場合においても、前二項の

規定に準じて申告書を提出しなけ

ればならない。

(法人の事業税の期限後申告及び

修正申告納付)

第七十二条の五 第三項から前条ま

での規定によつて申告書を提出す

べき法人は、当該申告書の提出期

限後においても、第四十條の九の

規定による決定の通知があるまで

は、第四十條の三から前条までの規

定によつて申告納付することがで

きる。

2 第四十條の二から前条までは前

項の規定によつて申告書を提出し

(納付すべき事業税額がない旨の

申告書を提出した法人にあつて

は、納付すべき事業税額がある場

合)においては、遅滞なく、総理

府令で定める様式による修正申告

書を提出するとともに、その修正

に因り増加した事業税額を納付し

なければならない。

第七十二条の六 第三項から前条ま

での規定によつて申告書を提出

した法人で所得及び清算所得に対

する事業税を申告納付すべきもの

は、前項の規定による外、当該申

告に係る事業税の計算の基礎とな

つた事業年度(清算所得について

は、その算定の期間。以下第四十

條の六及び第七十條の七において同

じに)に係る法人税の課税標準につ

いて法人税法第二十九條から第三

十一條までの規定による税務官署

の更正又は決定を受けたときは、

当該更正又は決定を受けた日から

一月以内に、当該更正又は決定に

係る課税標準を基礎として、総理

府令で定める様式による修正申告

書を提出するとともに、その修正

に因り増加した事業税額を納付し

なければならない。

(財産目録等の提出)

において準用する場合を含む)の

規定若しくは第四十條の三第三項

(第七十條の二第二項後段において

準用する場合を含む)の規定によ

る申告書(以下「申告書」といふ)

若しくは前条第二項若しくは第三

項の規定による修正申告書(以下

「修正申告書」といふ)を提出する

場合又は当該申告書若しくは修正

申告書を提出した後において、事

業税の賦課徴収について必要があ

ると認めるときは、当該法人に対

し、財産目録、貸借対照表、損益

計算書その他の事業税の賦課徴収

について必要な書類の提出を求め

ることができる。

(法人の代表者等の自署及び押印

の義務)

第七十二条の七 申告書及び修正申告

書には、法人の代表者(二人以上

の者が共同して法人を代表する場

合においては、その全員)が自署

し、且つ、自己の印を押さなけれ

ばならない。但し、法人の代表者

が二人以上ある場合(二人以上の

者が共同して法人を代表する場合

を除く)においては、これらの者

のうち、社長、理事長、専務取締

役、常務取締役その他の者で当該

理に関する事務の上席の責任者で

ある者が自署し、且つ、自己の印を

押さなければならない。この場合に

おいて、その申告書又は修正申告

書の記載が自己の意見に反すると

きは、その旨を申告書又は修正申

告書に記載しなければならない。

3 前二項の規定によつて申告書又

は修正申告書に自署し、且つ、自

己の印を押すべき者は、外国法人

にあつては、この法律の施行地に

ある資産又は事業の管理又は経営

の責任者及び当該資産又は事業に

係る経理に関する業務の上席の責

任者とする。この場合において

は、前項後段の規定は、当該資産

又は事業の管理又は経営の責任者

に対して適用があるものとす

る。

4 前三項の規定による自署及び押

印の有無は、第一項の申告書又は

修正申告書による申告の効力に影

響を及ぼすものではない。

(法人の代表者等の自署及び押印

の義務違反に関する罪)

第七十二条の八 前条第一項から第三

項までの規定に違反した者又はこ

れらの規定に違反する申告書若し

くは修正申告書の提出があつた場

合においては、その行為をした者

は、一年以下の懲役又は二十万

円以下の罰金に処する。但し、情

状に因り、その刑を免除することが

できる。

(事業税に係る故意不申告の罪)

第七十二条の九 正当な事由がなく

て第四十條の三第三項、第四十條

の四第二項、第四十條の五第一

項、第四十條の六第一項、第四十

條の七第一項又は第四十條の八第

一項の規定に違反した者は、法

人の代表者、代理人、使用人その

他の従業者でその違反行為をした

者は、一年以下の懲役又は二十万

円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは

人の代理人、使用人その他の従業

者は、その法人又は人の業務又は

財産に関して、前項の違反行為を

したときは、その行為者を罰する

外、その法人又は人に対し、同項

の罰金刑を科する。

一九

予を受けた税額自身について一日二銭の割合を乗じて計算した金額）に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。但し、延滞金額が十円未満である場合には、この限りでない。

とについて正当な事由があると認められるものがある場合には、そ

額は百円未満である場合においては、これを徴収しない。

更正に因る不足税額について、

第百十條の十四 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が

政令の定めるところにより計算し

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

以上であるときは、その税額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

一 前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

二 前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書を提出したことに基いて申告書を提出したことに。

三 前条第二項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、且つ、その隠ぺいし、又は仮装した事実を理由として申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において申告書又は修正申告書の提出について前条第三項に規定する事由があるときは、当該申告に係る税額又は当該修正申告に因り増加した税額（これらの税額の一部が、事業税額の計算の基礎となるべき事実と隠

ぺいされ、又は仮装されていないものに基くことが明らかであるときは、当該隠ぺいされ、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付等）

第百十條の十五 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が、第百一条から第百八条までの規定によつて事業税を申告納付し、又は第百九条第二項若しくは第三項の規定によつて修正申告納付する場合においては、第二項に該当する場合を除き、当該事業に係る課税標準額の総額（第九十八条第一項第二号に掲げるその他の法人で所得に対する事業税を納付すべきもののうち、その所得の総額が年五十万円（当該法人の事業年度が一年に満一年に満たない場合においては、第九十八条第二項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）をこえるものにあつては、当該所得の総額を年

五十万円以下の金額と年五十万円をこえる部分の金額とにそれぞれ区分した金額とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。）を課税標準額として、その分割した額を課税標準額として、関係道府県ごとに事業税額を算定した上で、課税標準額の総額及びこれを関係道府県に分割した額を申告書又は修正申告書に記載し、又は修正申告納付しなればならない。この場合においては、課税標準額の総額に関する計算書及び関係道府県ごとの分割に関する明細書を当該申告書又は修正申告書に添付しなければならない。

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人でその事業年度の期間が六月をこえるものが、第百一条第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、それぞれ関係道府県ごとの前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額との合計額を基礎として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額との合計額の六倍に相当する額とする。但し、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在において関係道府県に所在する事業所又は事業所が移動その他の事由に因り前事業年度の関係道府県に所在する事務所又は事業所と異なる場合においては、当該法人が第百二条第二項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税の税額は、当該法人の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた所得又は収入金額の総額を前事業年度の月数で除して得た額の六倍に相当する額を同条同項但書の規定による申告納付をする法人に準じて第三項から第六項までの規定によつて関係道府県ごとに分割した額を課税標準額として算定した税額とする。

3 第一項の規定による関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所について、課税標準額の総額を電気供給業、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額、地方鉄道事業及び軌道事業にあつては当該事務所又は事業所の所在する道府県における地方鉄道及び軌道の延長キロメートル数に、銀行業（銀行、相互銀行その他政令で定める金融機関が行う金融事業をいう）及び保険業（保険業法（昭和十四年法律第四十九号）又は外国保険事業者に關する法律（昭和二十四年法律第八十四号）によつて主務大臣の免許を受けて行う保険事業に限る。）にあつてはその二分の一を当該事務所又は事業所の数に、他の二分の一を当該事務所又は事業所の従業員の数に、その他の事業にあつては当該事務所又は事業所の従業員の数にあん分して行うものとする。

4 前項の場合において、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、当該事業年度の末日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとし、事務所又は事業所の数及び従業員の数は、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の数及び従業員の数をそれぞれ合計した数によるものとする。但し、第百二条第二項但書若しくは第百三条第二項の規定による申告又は当該申告に係る修正申告をする法人にあつては、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、当該法人の当該事業年度開始の日から六月を経過した日現在における固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとし、清算所得に対する事業税を納付すべき法人が、第百一条第二項第三号若しくは第百九条第一項第二号若しくは第百九条第三号の規定による申告又はこれらの申告に係る修正申告をするものにあつては、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数は、解散又は合併の日の属する事業年度の末日現在の固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数によるものとする。

5 法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて課税

標準額を関係道府県ごとに分割すべき基準(以下本項中「分割基準」という)を異にする事業をあわせて行う場合における第三項の規定の適用については、地方鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とをあわせて行う場合を除き、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によつて当該法人の事業の課税標準額を分割するものとする。

6 第一項及び前三項に定めるものの外、課税標準額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正、決定等)

第七十一條 前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について、第七十條の六又は第七十條の八の規定によつてすべき更正又は決定は、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事が行う。当該課税標準額の総額の更正又は決定に伴つて行ふべき分割課税標準額(関係道府県ごとに分割された、又は分割されるべき課税標準額をいう。以下本条において同じ)の更正又は決定についても、また、同様とする。

2 関係道府県知事は、前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額及び分割課税標準額について第七十條の八の規定による更正又は決定をする必要があると認めるときは、その事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事に提出することができ、この場合において、当該更正又は決定の請求が左の各号の一に該当する場合においては、当該更正又は決定の請求は、それそれ当該各号に掲げる日から二月以内にしなければならない。

正又は決定をする必要があると認める場合においては、更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事に提出し、更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、当該更正又は決定の請求が左の各号の一に該当する場合においては、当該更正又は決定の請求は、それそれ当該各号に掲げる日から二月以内にしなければならない。

第七十二條 第八十一條の規定によつてすべき更正の請求にあつては、申告書又は修正申告書の提出があつた日

二 第七十條の八第二項の規定によつてすべき決定の請求にあつては、申告書の提出期限

三 第七十條の八第三項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、同条第一項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定があつた日

3 前条第一項の法人の事業に係る分割課税標準額の分割の基準に錯誤があつたことに基く関係道府県ごとの分割課税標準額の変更は、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事が関係道府県知事と協議して行ふ。

4 関係道府県知事は、分割課税標準額について前項の規定による変更の必要があると認めるときは、その事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事に提出し、更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、当該更正又は決定の請求が左の各号の一に該当する場合においては、当該更正又は決定の請求は、それそれ当該各号に掲げる日から二月以内になければならない。

て、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事に対し、分割課税標準額の変更の請求をすることができ、この場合において、当該変更の請求は、前条第一項の規定による申告書若しくは修正申告書又は第一項の規定による更正若しくは決定があつた日から二月以内にしなければならない。

5 前条第一項の法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事は、当該法人の課税標準額の総額及び分割課税標準額について第二項の規定による更正若しくは決定の請求又は分割課税標準額について第四項の規定による変更の請求に係る書類を受け取つた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めるときは、これを更正し、若しくは決定し、又は変更しなければならぬ。但し、関係道府県知事と意見を異にする場合においては、当該書類を受け取つた日から二月以内に、自己の意見を附して、当該書類を自治庁長官に送付するとともに、その指示を受けなければならない。

6 自治庁長官は、前項但書の規定による指示の請求があつた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めるときは、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事に對し、その更正若しくは決定又は変更の指示をしなければならない。この場合においては、当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事は、その指示に基いて当該法人の課税標準額の総額及び分割課税標準額を更正し、若しくは決定し、又は変更し、その旨を当該法人の主たる事務所及び関係道府県知事に通知しなければならない。

人の課税標準額の総額及び分割課税標準額を更正し、若しくは決定し、又は分割課税標準額を変更し、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、自治庁長官に報告しなければならない。

7 自治庁長官は、第五項但書の規定による指示の請求があつた場合において、更正若しくは決定又は変更の必要があると認めるときは、その旨を当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事及び関係道府県知事に通知しなければならない。

8 第一項、第二項又は第六項の規定によつて当該法人の主たる事務所又は事業所在地の道府県知事又は分割課税標準額の総額及び分割課税標準額の変更は、決定又は分割課税標準額の変更は、それそれ関係道府県知事がした課税標準額の総額及び分割課税標準額の更正若しくは決定又は分割課税標準額の変更とみなす。

9 外国法人に対する前八項の規定の適用については、これらの規定中「主たる事務所又は事業所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行ふ事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所在地の道府県知事」とする。

(個人の事業税の賦課の方法)

第七十三條 個人の行う事業に對し事業税を課する場合においては、第四項に規定する場合を除き、道府県知事は、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち第九十三條第一項においてその計算の例によるものとされる所得税法第九條第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得について当該個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準として、事業税を課するものとする。但し、第九十三條第一項但書の規定の適用を受ける個人又は第八十條第二項各号に掲げる事業とその他の事業とをあわせて行う個人の行う事業に對し事業税を課する場合においては、道府県知事は、その調査によつて、当該年度の初日の属する年の前年中の所得を決定して事業税を課するものとする。

2 道府県知事は、前項の個人が不動産所得及び事業所得に係る課税標準額について税務官署に申告しなかつた場合において、税務官署が当該年度の初日の属する年の五月三十一日(第十六條第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日)までに課税標準を決定しないときは、前項の規定にかかわらず、その調査によつて、個人の行う事業の所得を決定して事業税を課するものとする。

3 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準として、事業税を課するものとする。

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

二四

- 決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年の十月一日から十月三十一日まで、税務官署に対し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなく、当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。
- 4 年の中途において事業を廃止した個人の行う事業に対し事業税を課する場合においては、第一項の規定による外、道府県知事は、その調査によつて、当該年度の初日の属する年の一月一日から事業の廃止の日までの期間に係る所得を決定して事業税を課するものとする。
- 5 道府県知事は、第三項後段の規定によつて更正の請求をした場合においては、遡及なく、その旨を自治庁長官に報告するものとする。
- (個人の事業税の納期)
第七十二条の十八 個人の行う事業に対する事業税の納期は、八月及び十一月中において当該道府県の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。
- 2 年の中途において事業を廃止した場合における当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の行う事業に対する事業税は、前項の規定にかかわらず、当該事業の廃止後（当該個人が当該年の一月一日から三月三十一日までの間において事業を廃止した場合においては、当該年の三月三十一日後）直ちに課するものとする。
- (個人の事業税の徴収の手続)
第七十二条の十九 個人の行う事業に対する事業税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき徴税令書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。
- (納期限後に納付する個人の事業税の延滞金)
第七十二条の二十 個人の行う事業に対する事業税の納税者は、その納期限（第七十二条の二十一の規定による納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限）においては、その延滞された納期限とする。以下個人の行う事業に対する事業税について同じ。後には、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは、百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）に就いて一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。
- 2 道府県知事は、前項の納税者が納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があるとき認められる場合には、同項の延滞金額を減免することができる。
- (二)以上の道府県において個人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得)
第七十二条の二十一 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に課する事業税の課税標準とすべき所得の総額は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が決定しなければならない。
- 2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に課する事業税の課税標準として事業税を課する場合においては、その所得は、総理府令の定めるところによつて、前項の道府県知事が関係道府県内に所在する事務所又は事業所について同項の所得の総額を当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して定める。この場合において、従業者の数は、課税標準の算定期間の末日現在における従業者の数によるものとする。
- 3 第一項の道府県知事が所得の総額を決定した場合においては、直ちに前項の規定によつて関係道府県において課する事業税の課税標準とすべき所得を定め、これを関係道府県知事に通知しなければならない。
- 4 関係道府県知事は、第一項の道府県知事が第二項の規定によつて定めた所得について異議がある場合においては、その事由を記載した書類を添えて、自治庁長官に対し、前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができる。
- 5 前項の規定による異議の申立に対する自治庁長官の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。
- 6 自治庁長官は、特別の必要があると認める場合においては、第一項の規定によつて同項の道府県知事が定めた所得の総額又は第二項の規定によつて第一項の道府県知事が定めた所得の変更の指示をすることができる。
- (個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)
第七十二条の二十二 個人の事業税の賦課徴収に關する申告又は報告の義務は、個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が第七十二条の二十二の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく、申告又は報告をしなかつた場合においては、その行為を罰する外、その人に對し、同項の罰金刑を科する。
- (個人の事業税に係る不申告等に關する過料)
第七十二条の二十三 道府県は、個人が行う事業に対する事業税の納税義務者が第七十二条の二十二の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく、申告又は報告をしなかつた場合においては、その行為に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。
- 2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。
- 3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

4 第二項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならぬ。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならぬ。

6 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することが出来る。

8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による訴出があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することが出来る。

(道府県知事の通知義務)
第七十二條 道府県知事は、第七十條の十七第一項但書又は第四項の規定によつて個人の所得を決定した場合においては、当該道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に係るものにあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)は、遅滞なく、当該決定に係る個人の所得を税務官署に通知するものとする。

(法人税又は所得税に關する書類の供覧等)
第七十三條 道府県知事が事業税の賦課徴収について、政府に對し、事業税の納税義務者で法人

税若しくは所得税の納税義務がある法人若しくは個人が法人税法若しくは所得税法の規定によつて政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が法人税法若しくは所得税法の規定によつて当該法人若しくは個人の課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に關する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(事業税の脱税に關する罪)
第七十四條 詐偽その他不正の行為によつて事業税の全部又は一部を免かれた場合においては、法人の代表者又は代理人若しくは使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 詐偽その他不正の行為によつて事業税の全部又は一部を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の免かれた税額が五百万円をこえる場合においては、情状に因り、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、五百万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることが出来る。

4 第一項又は第二項の罪を犯した者には、刑法第四十八條第二項、

第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第一項又は第二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、本条の罰金を科する。

(事業税の納期限の延長)
第七十五條 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、事業税の納税者のうち、特別の事情がある者に對し、納期限の延長をすることが出来る。

(事業税の減免)
第七十六條 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において事業税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を助ける者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、事業税を減免することが出来る。

(事業税に係る自治庁の職員員の質問検査権)
第七十七條 道府県知事は、第七十條の三十、第七十一條の六項若しくは第七項又は第七十二條の二十四、第五項若しくは第六項の場合において、自治庁の職員員で自治庁長官が指定する者は、課税

標準額の更正若しくは決定又は変更及びその分割の調査のために必要があるときは、左に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に關する帳簿書類その他の物件を検査することが出来る。

一 納税義務者又は納税義務がある者として認められる者

二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に關し直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自治庁の職員員の行方検査拒否等に關する罪)
第七十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三 前条第一項の規定による自治庁の職員員の質問に對し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

第四款 更正、決定等に關する救済
(違法又は錯誤に係る事業税の賦課等の救済)
第七十九條 事業税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認める場合においては、徴税令書の交付を受けた日(納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日)から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることが出来る。

2 第七十一條、三十九條、七十二條の四十一條の規定による課税標準額若しくは事業税額の更正若しくは決定又は第七十二條の三十三條若しくは第七十三條の十四條の規定による過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは加重算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正若しくは決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは加重算金額の決定について違法又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることが出来る。

3 前項の場合において、二以上の

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議第四十八号附錄

二六

道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額又は事業税額の更正又は決定に係る異議の申立は、主たる事務所又は事業所在地の道府県知事(外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所在地の道府県知事)にすることを要する。

4 第一項又は第二項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

5 第六十条の十六第六項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額について第三項の規定によつて主たる事務所又は事業所在地の道府県知事に對してした第二項の規定による異議の申立に對する当該道府県知事の決定は、自治庁長官の指示に従つてしなければならない。

6 第一項の徴税令書又は第二項の通知を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて第一項の徴税令書の交付又は第二項の通知を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて徴税令書の交付又は通知を受けた日とする。

7 第一項及び第二項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

い。但し、道府県知事が第六十条の十六の規定によつて更正し、若しくは決定した所得若しくは事業税額又は第六十条の十七第一項本文の規定によつて決定した所得に係る異議の申立に對する決定は、当該更正若しくは決定に係る所得若しくは事業税額の基準となつた法人税の課税標準又は当該決定に係る所得の基準となつた所得税の課税標準である所得のうち所得税法第九条第三号及び第四号に規定する不動産所得及び事業所得について税務官署に再調査の請求又は審査の請求がなされている場合においては、当該再調査の請求に係る決定又は当該審査に係る決定が確定した後でなければ、することができない。

8 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

9 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便運送の日数は、第一項及び第二項の期間に算入しない。

10 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することができる。

11 第一項及び第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による訴出があつても、事業税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第五款 督促及び滞納処

(事業税に係る督促)
第六十条の三十三 納税者が納期限(法人の行う事業に對する事業税)について更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をいう。以下法人の行う事業に對する事業税について同じ。までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県知事の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 第六十条の六第一項の規定によつて徴収猶予をした事業税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を發することができない。

3 第一項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内に、督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。

4 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(事業税に係る督促手数料)
第六十条の三十四 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

(事業税に係る滞納処分)
第六十条の三十五 第六十条の三十三の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合には、道府県知事の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2 前項の規定による処分不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができ、

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に對する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に關する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便運送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴出することができる。

8 第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9 第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による訴出があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

(事業税に係る滞納処分に關する罰)
第六十条の三十六 事業税の納税者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免かれる目的で、財産を隠匿し、損か、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合に於いては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かされる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者に対する滞納処分の執行の前後を區別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3 納税者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年

は、不動産取得税を課することが

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議第四十八号附録

- 一 日本専売公社、日本国有鉄
道、日本電信電話公社、日本放
送協会、土地改良区、土地改良
区連合及び鉱害復旧事業団が直
接その本来の事業の用に供する
不動産で政令で定めるもの。
- 二 宗教法人がもつばらその本来
の用に供する宗教法人法(昭和
二十六年法律第百二十六号)第
三条に規定する境内建物及び境
内地(旧宗教法人令(昭和二十年
勅令第七百十九号)の規定によ
る宗教法人のこれに相当する建
物及び土地を含む)。
- 三 学校教育法第一条若しくは第
九十八条第一項の学校を設置す
る学校法人又は私立学校法第六
十四条第四項の法人がその設置
する学校において直接保育又は
教育の用に供する不動産並びに
日本赤十字社又は民法第三十四
条の法人がその設置する図書館
において直接その用に供する不
動産及び日本赤十字社、民法第
三十四条の法人又は宗教法人が
その設置する博物館法第二条第
一項の博物館において直接その
用に供する不動産
- 四 社会福祉事業法(昭和二十六
年法律第四十五号)による社会
福祉事業(以下第三百四十八条
第十号において社会福祉事業と
いう)又は更生緊急保護法
(昭和二十五年法律第二百三十三
号)による更生保護事業(以下第三
百四十八条第十号において「更
生保護事業」という)を経営す
る者がその事業の用に供する不
動産及び生活保護法による保護
施設、児童福祉法による児童福
祉施設又は身体障害者福祉法に
よる身体障害者更生援護施設を
設置する者がその施設の用に供
する不動産
- 五 前二号に掲げる不動産の外
日本赤十字社が直接その本来の
事業の用に供する不動産で政令
で定めるもの
- 六 民法第三十四条の法人で学術
の研究を目的とするものがその
目的のため直接その研究の用に
供する不動産
- 七 健康保険組合、健康保険組合
連合会、国民健康保険組合、国
民健康保険の事業を行う法人、
国民健康保険団体連合会、私立
学校教職員共済組合並びに国家
公務員共済組合、農業協同組
合法及び消費生活協同組合法に
よる組合及び連合会が経営する
病院及び診療所並びに農業共済
組合及び農業共済組合連合会が
経営する家畜診療所の用に供す
る不動産
- 八 道府県は、保安林、墓地又は公
共の用に供する道路、運河用地、
水道用地、用悪水路、ため池、堤
こう若しくは井溝の用に供するた
めに土地を取得した場合における
当該土地の取得に對しては、不動産
取得税を課することができない。
- 九 農地法の規定によつて国から土
地を充て渡された場合における不
動産取得税の非課税
- 第十 道府県は、農地法
(昭和二十七年法律第二百二十九
号)第三十六條、第六十一條、第
六十九條、第七十條又は第八十條
第二項の規定によつて国から土地
を充て渡され、又は充てられた
場合における当該土地の取得に對
しては、不動産取得税を課するこ
とができない。
- 第十一 土地区画整理の施行に伴う換地
の取得等に対する不動産取得税の
非課税
- 第十二 道府県は、都市計
画法(大正八年度法律第三十六号)若
しくは特別都市計画法(昭和二十
一年法律第十九号)による土地区画
整理の施行に伴う換地の取得、土
地改良法(昭和二十四年法律第百
九十五号)による土地改良事業の
施行に伴う換地の取得又は土地改
良法による農地の交換分合による
土地の取得に對しては、不動産取
得税を課することができない。
- 第十三 道府県は、土地収用法(昭和二十
六年法律第二百二十九号)第八十
二條の規定によつて土地をもつて
損失を補償された場合又は耐火建
築促進法(昭和二十七年法律第百
六十号)第十五條の規定によつて
耐火建築物の一部の所有権をもつ
て損失を補償された場合における
当該土地の取得又は当該耐火建築
物の一部の取得に對しては、不動
産取得税を課することができない。
- 第十四 道府県は、左の各
号に掲げる不動産の取得に對して
は、不動産取得税を課することが
できない。
- 第十五 相続(包括遺贈及び被相続人
から相続人に對してなされた遺
贈を含む)に因る不動産の取得
- 第十六 法人の合併に因る不動産の取
得
- 第十七 委託者から受託者に信託財産
を移す場合における不動産の取
得
- 第十八 委託者のみが信託財産の元本
の受益者である信託により受託
者から元本の受益者に信託財産
を移す場合における不動産の取
得
- 第十九 信託の受託者が更迭した場合
における新受託者による不動産
の取得
- 第二十 保險業法の規定によつて会社
がその保險契約の全部の移轉契
約に基いて不動産を移轉する場合
における不動産の取得
- 第二十一 日本電信電話公社法施行法
(昭和二十七年法律第二百五十
一号)第十條の規定によつて日
本電信電話公社が政府と財産を
交換する場合における不動産の
取得
- 第二十二 入 国有林野整備臨時措置法(昭
和二十六年法律第二百四十七
号)第一条第一項の規定によつ
て国有林野を国有林野と交換す
る場合○又は保安林整備臨時措置法(昭
和二十九年法律第 号)第四條に掲げる
森林等に相當する国有林野と
交換する場合
- 第二十三 森林法第八十六條第二項に規
定する生産組合がその組合員と
なる資格を有する者から現物出
資を受ける場合における土地の
取得
- 第二十四 住宅金融公庫の住宅金融公庫法(昭和二十
五年法律第五十六号)第七十七條第八項
第三号に規定する業務を行う場における
不動産の取得
- 第二十五 住宅金融公庫の貸付金の回収に關連す
る不動産の取得(住宅金融公庫が建設中
の住宅を取得し、建築工事を完了した住
宅の取得を含む)
- 第二十六 不動産取得税に係る徴税吏員の
賃金(賃金)
- 第二十七 道府県は、徴税吏員
は、不動産取得税の賦課徴収に關
する調査のために必要がある場合
においては、左に掲げる者に賃金
し、又は第一号若しくは第二号の
者の帳簿書類その他の物件を検査
することができる。
- 第二十八 一 納税義務者又は納税義務があ
る者として認められる者
- 第二十九 二 前号に掲げる者から金銭又は
物品を受け取る権利があると認
められる者
- 第三十 三 前二号に掲げる者以外の者で
当該不動産取得税の賦課徴収に

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

(不動産取得税の納税管理人)

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 不動産取得税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、^{七十三}第百十一條の三十六第一項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(不動産取得税に係る検査拒否等に関する罪)

^{七十三}第百十一條の九 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを呈示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

(不動産取得税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

^{七十三}第百十一條の十二 道府県は、不動産取得税の納税義務者が^{七十三}第百十一條の十の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。

8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。

8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第二款 課税標準及び税率

(不動産取得税の課税標準)

^{七十三}第百十一條の十三 不動産取得税の

課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格とする。

2 家屋の改築をもつて家屋の取得とみなした場合に課する不動産取得税の課税標準は、当該改築に因り増加した価格とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

^{七十三}第百十一條の十四 住宅を建築(新築した住宅でまだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下第二項において同じ。)した場合における当該住宅の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立に区画された一の部分(をいう。)につき百万円を価格から控除するものとする。

2 共同住宅等以外の住宅を建築した者が、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合にあつては、前後の建築に係る住宅をもつて一戸の住宅とみなして前項の規定を適用する。

3 公営住宅及びこれに準ずる住宅(以下本項において「公営住宅等」という。)を地方公共団体から当該公営住宅等の入居者又は入居者の組織する団体が譲渡を受けた場合における当該公営住宅等の取得に對して課する不動産取得税の課税

標準の算定については、当該譲渡に係る住宅をもつて建築に係る住宅とみなして第一項の規定を適用する。

4 耐火建築促進法第五条又は第十一条の規定に基づく補助金の交付を受けて家屋を新築し、又は増築した場合における当該家屋(家屋を増築した場合においては、当該増築に係る部分(をいう。))の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該補助金の額を価格から控除するものとする。

5 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八條の規定に基づく資金の貸付を受けて農林漁業者の共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付を受けた資金の額を価格から控除するものとする。

6 法律の規定により土地又は家屋を収用することができる事業(以下本項において「公共事業」という。)の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者又は公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者が、当該収用され、又は譲渡された日から一年以内に、当該収用され、又は譲渡した不動産(以下本項において「被収用不動産等」とい

項において「被収用不動産等」とい

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

三〇

うに代るものと道府県知事が認め、ある不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、被取用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格(被取用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて決定した価格)に相当する額を価格から控除するものとする。

7 住宅金融公庫から貸付を受けた者で住宅金融公庫法第七十二条第一項第三号又は第四号の規定に該当するもの又は同法同条第四項の規定による貸付を受けた者が住宅金融公庫の貸付金に係る不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付金算定の基礎となつた額を価格から控除するものとする。

8 住宅金融公庫法第七十二条の規定により資金の貸付を受けた耐火建築物促進法第四十条の規定に基づき指定された耐火建築物の区域内に添置を新築した場合における当該建築物の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、同法第七十二条第三項の規定により建設大臣の定めるところによつて算出した耐火建築物と本建築物ととの増価相当額の増進税額の算定の二分の一に相当する額に当該建築物の床面積の合計を乗じた額(以下本項において「増進税額の算出額」という。)を価格から控除するものとする。但し、その新築によつて同法第五十二条の規定に基づく補助金の交付を受けた場合においては、増進税額の算出額

が当該補助金の額をこえる額を控除するものとする。

(不動産取得税の税率)

第七十三 条の十五 不動産取得税の標準税率は、百分の三とする。

2 道府県は、前項の標準税率をこえる税率で不動産取得税を課する場合においては、あらかじめ、自治庁長官に対してその旨を届け出なければならぬ。

第三款 賦課及び徴収

(不動産取得税の納期)

第七十三 条の十六 不動産取得税の納期については、当該道府県の条例の定めるところによる。

(不動産取得税の徴収の方法)

第七十三 条の十七 不動産取得税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 不動産取得税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき徴収令書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第七十三 条の十八 不動産を取得した者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

2 前項の規定による申告又は報告は、文書をもつてし、当該不動産の所在地の市町村長を経由しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取つた場合又は自ら不動産の取得の事実を発見した場合においては、その日から十日以内に当該申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知するものとする。

(不動産取得税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七十三 条の十九 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(不動産所得税に係る不申告等に関する過料)

第七十三 条の二十 道府県は、不動産の取得者が第七十一 条の十八の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し、当

該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

2 前項の過料を科せられた者は、その処分不服がある場合においては、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができ、

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通達の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴えることができる。

8 第二項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、過料の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

(不動産の価格の決定等)

第七十三 条の二十一 道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産

の価格が登録されている不動産については、当該価格により当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。但し、当該不動産について増築、改築、損壊その他の特別の事情がある場合において当該固定資産の価格により難いときは、この限りでない。

2 道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産又は前項但書の規定に該当する不動産については、第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。

3 道府県知事は、前項の規定によつて不動産の価格を決定した場合においては、直ちに、当該価格その他の必要な事項を当該不動産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

4 道府県知事は、不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定を行った結果、固定資産課税台帳に登録されている不動産の価格について、市町村間に不均衡を認めた場合においては、理由を附けて、関係市町村の長に對し、固定資産税の課税標準となるべき価格の決定について助言をするものとする。

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)

第百十一條の二十二 市町村長は、

第百十一條の十八第三項の規定によつて送付又は通知をする場合においては、道府県の条例の定めるところによつて、当該不動産の価格その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて道府県知事に通知するものとする。

(固定資産課税台帳等の供覧等)

第百十一條の二十三 道府県知事は、市町村長に対し、固定資産課税台帳その他不動産取得税の課税標準となるべき不動産の価格の決定について参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係帳簿書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第百十一條の二十四 道府県は、土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上に住宅を新築した場合においては、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から六十万円（共同住宅等を新築した場合又は住宅を新築して譲渡し、若しくは賃貸する事業を行う者が譲渡し、若しくは賃貸するた

めの住宅を二以上新築した場合において、当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の坪数で除して得た額に当該住宅の床面積の合計の二倍の面積の坪数を乗じて得た金額が六十万円をこえるときは、当該金額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合においては、前後の取得に係る土地の取得をもつて一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日とみなして、前項の規定を適用する。

(住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第百十一條の二十五 道府県は、土地の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該土地の取得者から当該不動産取得税について前条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から一年以内の期間を限り、当該土地に係る不動産取得税のうち同条第一項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

2 前項の申告は、第百十一條の十八の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、道府県の条例の定めるところによつて、あわせてしなければならない。

(住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消)

第百十一條の二十六 道府県は、前条第一項の規定によつて徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第百十一條の二十四第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができる。

(住宅を新築する土地の取得に対する不動産取得税の還付)

第百十一條の二十七 道府県は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第百十一條の二十四の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、同条第一項の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

(地方鉄道の営業用固定資産に属する不動産の取得に対して課する不動産取得税の還付)

第百十一條の二十八 道府県は、地方鉄道軌道整備法第二條第一項の地方鉄道業者が同法第八條第一項の規定によつて地方鉄道の営業用固定資産について補助金の交付を受けた場合において、当該営業用固定資産のうち不動産についてすでに徴収した不動産取得税があるときは、当該地方鉄道業者の申請に基づいて、当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金のうち当該不動産に対する補助金の額に税率を乗じて得た額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

(不動産取得税の脱税に関する罪)

第百十一條の二十九 詐偽その他不正の行為によつて不動産取得税の全部又は一部を免かれた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 前項の免かれた税額が五十万円をこえる場合においては、情状に因り、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円をこえる額でその免かれた税額に相当する額以下の額とすることができ

3 第一項の罪を犯した者には、刑法第四十八條第二項、第六十三條

及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、本条の罰金刑を科する。

(不動産取得税の納期限の延長)

第百十一條の三十 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、不動産取得税の納税者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができ

(不動産取得税の減免)

第百十一條の三十一 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において不動産取得税の減免を必要とする者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、不動産取得税を減免することができる。

(納期限後に納付する不動産取得税の延滞金)

第百十一條の三十二 不動産取得税の納税者は、第百十一條の十六の納期限（第百十一條の三十の規定による納期限の延長があつた場合に

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

三三

おいては、その延長された納期限とする。以下不動産取得税について同じ。後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)について一日四銭の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。但し、延滞金額が十円未満である場合においては、この限りでない。

2 道府県知事は、納税者が第百十一條の十六の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(違法又は錯誤に係る不動産取得税の賦課の救済)

第百十一條の三十三 不動産取得税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認める場合においては、徴税令書の交付を受けた日(納期を分けた場合においては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日)から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならぬ。

3 第一項の徴税令書を郵便をもつて

て発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の徴税令書の交付を受けた日とみなす。この場合において、納税者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて徴税令書の交付を受けた日とする。

4 第一項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便運送の日数は、第一項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8 第一項の規定による異議の申立又は前項の規定による出訴があつても、不動産取得税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができる。

第四款 督促及び滞納処分

分

(不動産取得税に係る督促)
第百十一條の三十四 納税者が納期限までに不動産取得税に係る地方

団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発送しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 前項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促に因る納付のための相当の期限を指定しなければならない。

3 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(不動産取得税に係る督促手数料)
第百十一條の三十五 道府県の徴税吏員は、督促状を発送した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収しなければならない。

(不動産取得税に係る滞納処分)
第百十一條の三十六 第百十一條の三十四の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合又は繰上徴収のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徴収法の規定による滞納処分の例によつて、これを処分しなければならない。

2 前項の規定による処分不服がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便運送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に出訴することができる。

8 第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9 第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。但し、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

(不動産取得税に係る滞納処分に關する罪)
第百十一條の三十七 不動産取得税の納税者は、滞納処分の執行を受

ける前に当該処分の執行を免かれる目的で財産を隠匿し、損かひし、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該処分の執行を受けた後、その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かされる目的で前項に規定する行為をした場合においては、その納税者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3 納税者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、当該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後情を知つて第一項に規定する行為について納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また同様とする。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業

者がその法人又は人の業務又は財産に關して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。
(国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪)

第七十三條の三十八 第百十一條の三十六第一項の場合において、国税徴収法第二十一條ノ三第二項の規定の例によつて行ふ道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に處する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
(不動産取得税に係る交付要求)

第七十三條の三十九 納税者が左の各号の一に該當する場合においては、道府県の徴税吏員は、当該行政機関、地方団体、執行裁判所、執行吏、強制管理人、破産管財人、清算人又は限定承認をした相続人に対し、不動産取得税に係る地方団体の徴収金の交付を求めなければならない。但し、他に差し押さへべき財産がある場合において

は、直ちにこれを差し押さへることが出来る。

一 国税、地方税その他の公課について滞納処分を受けるとき。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 競売の開始があつたとき。
五 法人が解散したとき。
六 納税者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。

(不動産取得税に係る延滞加算金) 第百十一條の四十 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、不動産取得税額が百円以上であるときは百四(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てて)について一日四銭の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。但し、左の各号の一に該當する場合及び延滞加算金が十円未満である場合においては、これを徴収しない。

一 繰上徴収をするとき。
二 督促状の指定期限までに税金を完納しなかつたことについて交通のと絶その他やむを得ない事由があると認めるとき。
2 前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえることができない。

第五款 犯則取締

(不動産取得税に係る犯則事件に關する国税犯則取締法の準用) 第七十三條の四十一 不動産取得税に關する犯則事件については、国税犯則取締法の規定(第十九ノ二及び第二十二條の規定を除く)を準用する。

第七十三條の四十二 前條の場合において、国税局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事又は当該道府県の条例で設置する支庁、地方事務所若しくは税務に關する事務所の長がそれぞれ行い、国税局又は税務署の税務官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徴税吏員が行ふものとする。この場合において、道府県知事は、不動産取得税に關する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行う者がその職務を行う区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七十三條の四十三 第百十一條の四十一の場合において、取税官吏の職務を行う者は、その所屬する道府県の区域外においても不動産取得税に關する犯則事件の調査を行うことができる。
第七十三條の四十四 第百十一條の四十一の場合において、不動産取得税に關する犯則事件は、間接国税以外の国税に關する犯則事件とする。

第四節 道府県たばこ消費

税 第七十四條 道府県たばこ消費税の納税義務者等) 第七十四條 道府県たばこ消費税(以下本節において「たばこ消費税」といふ)は、日本専売公社以下本節及び第三章第四節において「公社」といふ)がたばこ専売法昭和二十四年法律第百十一號)第二十九條第一項に規定する小売人(以下本節及び第三章第四節において「小売人」といふ)に宛り渡す製造たばこに對し、小売人がその販売の時に對し、同法第三十四條第一項の小売定価(以下本節及び第三章第四節において「小売定価」といふ)を課税標準として、小売人の営業所在の道府県において、公社に課する。

2 前項に規定するものの外、公社が国内消費用として直接消費者に宛り渡す製造たばこに對しては、たばこ消費税は、その宛渡しの際に對し、当該製造たばこの小売定価を課税標準として、当該宛渡しをする公社の事務所在の道府県において、公社に課する。
(たばこ消費税の税率) 第七十四條の二 たばこ消費税の税率は、百十五分の五とする。

(たばこ消費税に係る徴税吏員の賃金等) 第七十四條の三 道府県の徴税吏員は、たばこ消費税の賦課徴収に關する調査のために必要がある場合においては、公社その他たばこ消費税の賦課徴収に關し直接關係があると認められる者に質問することが出来る。

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 道府県知事がたばこ消費税の賦課徴収に關する調査のために必要がある場合において、公社の製造たばこの宛渡しに關する帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、公社は、関係書類を道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(たばこ消費税の徴収の方法) 第七十四條の四 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。
2 公社は、總理府令で定める様式によつて、毎月小売人又は直接消費者に宛り渡した製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申

第四百六条出入税五種乗船費用に、
「入港税、乗船税、乗船利用税」に改める。
第四百七条から第四百八条まで及び第四百十一條中
入港税五種乗船費用に改める。
「第三節 遊興飲食税」を「第五節
遊興飲食税」に改める。
第四百十四条の二に次の一項を加え
る。
4 道府県は、政令で定める大衆旅
館における宿泊で一人一泊の宿泊
料金が四百円から七百円までの金
額の範囲内で当該旅館の所在する地
域の区分に従ひ政令で定める金額以
下のものに対しては、遊興飲食税
を課することができない。
「第四節 自動車税」を「第六節
自動車税」に改める。
「第五節 飲酒税」を「第七節 飲
酒税」に改める。
「第七節 狩猟者税」を「第八節
狩猟者税」に改める。
「第八節 道府県法外普通税」
を「第九節 道府県法外普通税」
に改める。
第二百九十五条第一項第三号中
「十万円」を「十二万円」に改める。
第二百四十八条第二項第三号中
「昭和二十六年法律第二百六十六号」
及び「昭和二十九年勅令第七百十九
号」を削り、同条同項第六号に「並
びに、つばら公共の危害防止のため
に、する鉱さい及び鉱水の処理に係る
施設」を加え、同条同項第一号の
次に次の二号を加える。

十一の二 国民健康保険組合、国
民健康保険の事業を行う法人、
国民健康保険団体連合会、私立
学校教職員共済組合並びに國家
公務員共済組合法、農業協同組
合法及び消費生活協同組合法に
よる組合及び連合会が所有し、
且つ、経営する病院及び診療所
並びに農業共済組合及び農業共
済組合連合会が所有し、且つ、
経営する家畜診療所において直
接その用に供する固定資産
十一の三 健康保険組合及び健康
保険組合連合会、私立学校教職員
共済組合並びに國家公務員共済組合及び
農業協同組合連合会が所有し、且
つ、経営する病院、診療所及び
政令で定める保健施設において
直接その用に供する固定資産
第二百四十八条第二項に次の一号を加える。
十六 本力発電用に設けられ、魚道及び漁
業の用に供する設備施設
第三百四十八条第四項を削り、同条
第五項中「並びに労働金庫及び労働
金庫連合会並びに農業組合、信用金
庫及び信用金庫連合会を、健康保
険組合及び健康保険組合連合会、水
産協同組合共済会、労働金庫及び
労働金庫連合会、信用金庫及び信用
金庫連合会並びに農業組合」に改
め、同条同項を同条第四項とし、同
条第六項を削る。
第四百一条に次の一号を加える。
五 第七十三 条の二十一第四項の
規定によつて固定資産の価格の

決定について助言をすること。
第四百八条第二項中「実地調査の
結果」の下に「(第七十三 条の二十一
第三項の通知に係る固定資産にあつ
ては、当該固定資産について改築、
損壊、その他特別の事情があるため
当該通知に係る価格により離れ場合
を除く外、当該通知に係る価格)」を
加える。
附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行
する。但し、
○遊興飲食税に關する
改正規定は、昭和二十九年七月
一日から施行する。
○遊興飲食税に關する
改正規定は、昭和二十九年七月
一日から施行する。
2 この法律による改正後の地方税
法(以下「新法」といふ)の規定
は、この附則において特別の定め
があるものを除く外、法人(法人税
法第四条の法人を除く)の道府県
民税に關する部分は昭和二十九年
四月一日の属する事業年度分か
ら、法人の行う事業に對する事業
税に關する部分は昭和二十九年一
月一日の属する事業年度分から、法
人の市町村民税に關する部分は昭
和二十九年四月一日の属する事業
年度分から、その他の部分
○遊興
飲食税に關する部分を除く)は昭
和二十九年四月一日から適用
する。

和二十九年四月一日から適用
する。
(道府県民税に關する規定の適用)
3 新法第五十三條第五項の規定
は、昭和二十九年四月一日の属す
る事業年度開始の日前一年以内に
開始した事業年度以降の事業年度
において繰損金、繰損金をこえる
こととなつたため法人税法第二十
六条の四の規定によつて法人税額
の還付を受けたものについて昭和
二十九年四月一日の属する事業年
度分から適用する。
4 昭和二十九年四月一日の属する
道府県民税に關する新法第五十三條第一項中
「四月三十一日」あるは五月十五日と読み
替へるものとし、同年年度の個人の
道府県民税に關する徴税令書には、
新法第四十一條第一項においてそ
の例によることとされた同法第一
条第一項第六号及び第三百十九條
の二第一項の規定にかかわらず、
普通徴収に係る個人の道府県民税
の額を記載することをもつて足り
るものとする。
(事業税に關する規定の適用)
5 道府県は、昭和二十九年一月一
日から同年三月三十一日までとの間
において事業年度が終了する新法
第九十四條第三項に規定する法
人の行う事業に對しては、同法同
条同項の規定にかかわらず、事業
税を課することができない。
6 前項に規定する場合を除く外、
昭和二十九年一月一日から同年三

月三十一日までとの間において事業
年度が終了する法人の行う事業に
對する事業税の課税標準は、新法
第八十八條、第九十條、第九十一條
第九十四條の規定にかかわらず、
電気供給業、ガス供給業、運送
業及び運送取扱業にあつては当
該事業年度の収入金額、その他の
事業にあつては当該事業年度の所
得及び清算所得による。但し、当
該法人のうち地方鉄道事業、軌道
事業、一般乗合旅客自動車運送事
業及び一般貨物旅客自動車運送事
業以外の運送業並びに運送取扱業
を行うものが昭和二十九年一月一
日から同年三月三十一日までとの間
に解散した場合において同年同月
同日までに清算が終了したときに
おける事業税の課税標準は、清算
所得による。
7 昭和二十九年四月一日前に地方
鉄道軌道整備法第三條第一項第三
号に該當するものとして運輸大臣
の認定を受け、又は同法第八條第
三項の規定による補助を受けたも
のについては、同年同月同日にお
いて当該認定を受け、又は当該補
助を受けたものとみなして、新法
第九十四條第三項の規定を適用
する。
8 附則第六項の法人の行う事業に
對する事業税の標準税率は、新法
第九十八條第一項及び第三項の

3.

D

1

100

24

新

•

•

昭和二十九年五月十三日 衆議院會議録第四十八号附録

市町村の区分	金	額
人口五千人未満の町	二億円	
人口五千人以上人口一万人未満の町	二億三千萬円に人口千人を増すごとに三千萬円を加算した額	
人口一万人以上人口三万人未満の市町村	三億六千五百萬円に人口千人を増すごとに五千萬円を加算した額	
人口三万人以上の市町村	六億五千萬円(当該大規模の債却資産の価額の十分の二の額が六億五千萬円をこえるときは、当該大規模の債却資産の価額の十分の二の額とする)	

昭和三十年年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の三第二項中「百分の百二十」とあるのは「百分の百三十」とする。

(自転車荷車税に關する規定の適用)

昭和三十九年度分の自転車荷車税に限り、改正前の地方税法第四百四十六条及び第四百六十八条の規定によつてそれぞれ納税者に交付した自転車税及び荷車税に係る徴税令書は、新法第四百四十六条の規定によつて交付した自転車荷車税に係る徴税令書とみなす。

(市町村たばこ消費税に關する規定の適用)

新法中市町村たばこ消費税に關する規定は、昭和二十九年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡された製造たばこについて適用する。

(電気ガス税に關する規定の適用)

新法第四百八十九条第一項及び同法第四百八十九条第五項の規定は、この法律の施行の日以後において電気事業者の電気料金の変更

について通商産業大臣の認可があり、当該認可のあつた料金を実施した日以後において使用した電気に対して課する電気ガス税から、電気ガス税に係るその他の新法の規定は、昭和二十九年四月一日から適用する。

(昭和二十八年年度分以前の地方税)

昭和二十八年年度分以前の地方税(法人の行、事業に対する事業税に於ては昭和二十九年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分、入場税に於ては入場税法施行の日の前日以前の分、遊興飲食税に於ては昭和二十九年六月三十日以前の分、市町村民税の法人税割に於ては昭和二十九年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分、電気ガス税に於てはこの法律の施行の日以後において電気事業者の電気料金の変更について通商産業大臣の認可があり、当該認可のあつた料金を実施した日以前に使用した電気に係る分)については、改正前の地方税法第七百四十条第二項の

規定を除き、なお、従前の例による。

この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(日本銀行法の一部改正)

日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第五項中「昭和二十三年法律第百十号」を「昭和二十五年法律第百二十六号」に改める。

(所得税法の一部改正)

所得税法の一部を次のように改正する。

第十條第三項中「及び地方税法に規定する市町村民税(市町村民税に係る延滞金額を含む)」を並びに地方税法に規定する道府県民税及び市町村民税(道府県民税及び市町村民税に係る延滞金額を含む)」に改める。

(法人税法の一部改正)

法人税法の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「市町村民税」を「道府県民税若しくは市町村民税」に改める。

第十二條の二第三項中「その法人税割に係る市町村民税額」を「その法人税割に係る道府県民税額(均等割額を含む)」若しくは市町村民税額」に改める。

第十六條第二項中「及び地方税法の規定により市町村民税」を並びに地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税」に改める。

第十七條の二第二項中「市町村民税額」を道府県民税額(均等割額を含む)及び市町村民税額に、「及び市町村民税額」を並びに道府県民税額及び市町村民税額」に改める。

(競馬法の一部改正)

競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の規定による入場税」を「入場税法(昭和二十九年法律第一号)の規定による入場税額に相当する額」に改め、同條第二項を削る。

(相続税法の一部改正)

相続税法の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「〇揮発油税、入場税、娯楽品消費税及び地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の規定による附加価値税」を「揮発油税、入場税及び娯楽品消費税」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第九十七條の二を第九十七條の三とし、第九十七條の次に次の一条を加える。

第九十七條の二 第六十二條第一項の検査の申請をする場合には、申請者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税の滞納(天災その他やむを得ない事由に因るものを除く)がないことを証する都道府県知事の書面を提出しなければならない。

第九十七條の二を第九十七條の三とし、第九十七條の次に次の一条を加える。

第九十七條の二 第六十二條第一項の検査の申請をする場合には、申請者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税の滞納(天災その他やむを得ない事由に因るものを除く)がないことを証する都道府県知事の書面を提出しなければならない。

2 随時局長は、前項の書面の提出がないときは、第六十二條第一項の検査をしないものとする。

(税理士法の一部改正)

税理士法(昭和二十六年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二條各号列記以外の部分中「附加価値税」を「事業税」に改め、「事業税、特別所得税を削る。

第六條第一号及び第八條第七号中「附加価値税」を「事業税」に改める。

第三十四條第二項中「、法人税法第二十五條第一項又は地方税法第五十二條第一項を又は法人税法第二十五條第一項に改める。

(企業合理化促進法の一部改正)

企業合理化促進法の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

第七条を次のように改める。
第七条 削除
(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律の一部改正)
日本国とアメリカ合衆国との間

第三条の表申

軍人用販売機関等地方税
法第七十五条第二項から第
四項までに掲げる場所又は
施設のうち合衆国軍隊の直
接管理に係るものへの入場
又はその利用

合衆国軍隊が日本国におい
てする不動産の取得

合衆国軍隊が日本国におい
てする不動産の取得

軍人用販売機関等が合衆国
軍隊の使用する施設及び区
域内においてする不動産の
取得

軍人用販売機関等地方税法第七
十五条第二項に掲げる場所又は
合衆国軍隊の直接管理に係るもの
の合衆国軍隊の取得

車税及び荷車税を「自動車税及び自転車荷車税」に改める。
県民税及び市町村民税」に改める。

第四条中「自転車税」を「自転車
荷車税」に改める。
(会社更生法の一部改正)

H547
会社更生法(昭和二十七年法律
第百七十二号)の一部を次のよう
に改正する。

第二百六十九条第二項但書中
「第七条第三項」の下に「及び地方
税法第八十九条第四項(事業年度
の期間が一年をこえる場合)」を加
え、同条第四項中「第三十六条(法
人の附加価値税の概算納付又は概
算申告納付)」を「第二百一条(事業年

の安全保障条約第三条に基く行政
協定の実施に伴う地方税法の臨時
特例に関する法律(昭和二十七年
法律第百十九号)の一部を次のよ
うに改正する。
第三条中「又は業務」及び「特
別所得税」を削る。

入場者又
は利用者

入場税

に、「自動車税、自転

取得税

不動産

取得税

度(期間が六月をこえる法人の中
間申告納付)に改める。
(自治庁設置法の一部改正)

H645
自治庁設置法(昭和二十七年法
律第百六十一号)の一部を次の
ように改正する。

第四十条第三十号を削り、第三
十一号を第三十号とし、同号の次
に次の一号を加える。

三十一 地方税法第三百五十条
第二項の規定による市町村の
届出に係る固定資産税の税率
について制限することを指示
すること。

第十三条中第三号を次のように
改める。

三 地方税法第三百五十条第二
項の規定による市町村の届出
に係る固定資産税の税率につ
いて制限することを指示すこ
と。

第十七条中第七号の次に次の一
号を加える。

七の二 地方税法第三百五十条
第二項の規定による市町村の
届出に係る固定資産税の税率
の制限の指示に関すること。

(児童福祉法の一部を改正する法
律の一部改正)

H749
児童福祉法の一部を改正する法
律(昭和二十九年法律第百二十六号)
の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

(身体障害者福祉法の一部を改正
する法律の一部改正)

H850
身体障害者福祉法の一部を改正
する法律(昭和二十九年法律第百
二十八号)の一部を次のように改正
する。

附則第十三条を削る。

(電信事業法の一部改正等)

51
電信事業法(昭和二十三年法律第百
二十号)の一部を次のように改正する。

第一号第三号出まじやん屋の下に、ば
ちん屋を加える。

第二号に次の二項を加える。

前条第三号に掲げる営業に係る第一項の
許可は、ばちん屋その他これに類する営
業で都道府県が条例で指定するものに
ては一月ごとに、その他の営業については

三月ごとにその更新を受けなければ、当該
各期間の経過によつてその効力を失う。
公安委員会、前項の更新を求められた
場合において、当該更新を求めた者に滞納
に係る罰金徴収利用税があるときは、当該
都道府県が条例で定める特別の事情がある
場合を除いては、その許可を更新しないも
のとする。
前項の規定施行の際既に罰金徴収利用税第
二条第一項の許可を受けている者に関する改
正後の同法同条第三項の規定の適用につ
いては、前項の規定施行の日に関法同条第一項の
許可があつたものとみなす。

昭和二十九年五月十三日 衆議院会議録第四十八号附録